

3月定例会

第1回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

議事日程

平成17年3月14日（月曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第8号～議案第36号

第4 陳情第1号 JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第2号 農業を守って、食料自給率を向上させるための意見書提出に関する陳情

陳情第3号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の提出についての陳情

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（18名）

1番	下西淳史君	2番	水沢健一君
3番	平松謙治君	5番	永田辰巳君
6番	定岡敏行君	7番	松下克君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	石長靖哉君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
14番	植田武人君	15番	黒目友則君
16番	岩間悦子君	17番	米村一三君
18番	岡空研二君	19番	森岡俊夫君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長 中村勝治君
教育長 根平雄一郎君

助役 竹本智海君
総務部長 安倍和海君

市民生活部長	早川健一君	産業環境部長	武良幹夫君
建設部長	松本健治君	総務部次長	松本光彦君
総務部次長	宮辺博君	産業環境部次長	足立一男君
秘書課長	佐々木史郎君	総務課長	清水寿夫君
財政課長	下坂鉄雄君	地域振興課長	荒井祐二君
環境防災課長	渡辺恵吾君	清掃センター所長	阿部裕君
通商課長	伊達憲太郎君	管理課長	洋谷英之君
都市整備課長	宮本衡己君	下水道課長	二瀬信博君
教育総務課長	門脇俊史君	教育総務課主査	坂井敏明君
生涯学習課長	門脇重仁君		

事務局出席職員職氏名

局長	景山憲君	主査	戸塚扶美子君
調査庶務係長	武良収君	議事係主幹	片寄幸江君

開 議 (10時00分)

議長(下西淳史君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、長谷正信議員、黒目友則議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問に入ります。

先週に引き続き各個質問を行います。

長谷正信議員。

8番(長谷正信君) 私は、3月定例会市議会に当たり、市政一般について中村市長の所信をお伺いいたします。

まず最初に、平成17年度予算案についてであります。

本予算案は協働と改革のキーワードで編成され、平成16年度予算に比べ約10億円少ない、総額で127億6,000万円余であり、中身も協働のまちづくり、障害者あんしん家族支援、親子ふれあい農園、読書運動、特別医療の対象年齢の引き上げなど、予算規模は少額でも、弱者に優しい立派な予算であります。しかしながら、財源として公共事業、敬老会補助、人件費のカットなどで得たもので、みずから生んだ財源ではないのでありま

す。

みずから財源を生み出す方策として、例えば沖縄の米軍の空中給油機部隊を美保基地へ誘致、自衛隊の新部隊を配置させたり、米国大学の分校建設誘致などで、思いやり予算や市民税の増額を図るべきであります。

また、夕日ヶ丘への1,000キロワットの風力発電機1基の設置により、団地入居者の年間電気代を1世帯当たり6万円に抑え、それを分譲の促進策にすることです。110メートルの風力発電機の装置は、空港周辺の高さ制限で防衛庁は認めないので、その見返りとして太陽光発電パネル3,000枚設置事業を防衛庁に求め、実現することです。その場所をサッカー場か陸上競技場にすれば、屋根つき施設として雨天でも活用でき、スポーツ愛好者ばかりか、野外イベントにも利用できます。少額ではありますが、公民館などの公共施設の冷暖房代を徴収し、サッカー場や野球場の使用料は、1チームではなく1人にすべきです。

また、新産業の創造であります。県は農業のチャレンジプランで2億円以上の資金を用意し、広く募集しております。しかし、市の6分の1の負担が条件であり、これなくしては活用できず、結果として市自身が新産業開発の芽を摘むこととなります。当市の農産物の変遷は、芋、桑、たばこであり、現在は白ネギで、中国の輸入により価格競争であえいでおり、これからは付加価値の高い果物の時代であります。静岡県で開発された章姫イチゴは、10月から翌年の5月まで収穫でき、大型で甘く、1個150円から300円で販売されており、これを白ネギの後継として育成し、中国へ輸出したらとを考えます。従来の地面での栽培収穫作業は負担がかかるので、農家の高齢化に対応したビニールハウスでの中腰の作業姿勢に改善すべきです。

資金不足農家のチャレンジスピリットを助長するには、チャレンジプランを活用することが肝心であり、企業誘致に並行して地場産業の育成も心がけ、法人税をふやす努力も怠ってはならないのであります。鳥取県産業振興機構が商工会議所に来て補助制度の説明をされますが、企業は、その申請や報告にかかる時間やまとめる技術がなく、利用して新商品を開発したくともできない現状であります。その対策として、市に新産業開発窓口をつくり、事務手続などを支援して地場産業の振興を図り、税収を確保すべきです。事業の見直しや人件費のカットはいずれ限界に達し、自立のまちづくりは破綻するのであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、補助金・助成金の削減についてであります。

補助金、助成金は原則として3年間ゼロにすべきです。例えば自治会等の補助金約950万は、市報配布代と市の連絡代、各自治会の事例発表に関する経費に限定し、研修会は市独自の企画に変えればと考えます。老人クラブへの補助金は、国のものはそれとして、クラブの自主的な計画に助成する制度に改め、青少年育成市民会議も独自で事業をして資金をつくり、その上で不足分を助成すべきで、丸々市のお抱えで組織が成り立っていること自体問題であり、他の同一組織と統合すべきものであります。ビーチバレー大会

補助金も、観光が目的であれば観光協会の中で処理するか、スポンサーを探してそれに受け持たせればよいと思います。公民館運営審議会委員は、その報酬を寄附し、研修会などに役立てており、実情に合わせてたかと考えます。文化協会、体育協会、地区体育振興などへの補助金も、設立3年間に限定し、それ以降は、その団体が市民に向けて行う研修会などへ補助すべきであります。そのほかにも幾らでもありますが、執行部のさらなる行財政改革を期待するものであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、米子空港周辺振興計画についてであります。

この計画は、米子空港の滑走路500メートル延長同意の地元条件であり、鳥取県知事、境港市長、地域活性化対策協議会長の3者が調印して決定した事項であり、境港市長が地元と合意せずに勝手に変更できるものではないのであります。県は昨年3月、黒見市長と境港市分について再確認して以来、今日まで合意した事項はどんなことがあっても誠実に実行すると言っているのであります。市が見直しをする場合は、地元関係者と合意しなければ効力を発揮しないのであります。もしこれを強引に進めれば、国、県と合意したことについて、国、県から一方的に破棄されても文句が言えなくなるのであります。先に実施したところが得をして、譲ったところが損をするなら、今後どんなことがあっても譲るところがなくなるのであります。民主主義は手続を踏む制度であり、どんなよいことも、この手続を無視すると個人への求償権が発生するのであり、退職したとしても、その損害を弁償しなければなりません。手続さえ踏めば、どんな事柄でも責任をとらなくてもよいものでもあります。単独市政をしたから金がないからではその理由にならないのであります。ただ、遅くなりますが、お認めいただきたいと言うのみであります。3者協議の解釈を県と協議して明確にさせていただきたいのであります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、職員配置と意識改革についてであります。

職員の役職は、部長、課長、係長、主事であり、次長などの役職は為政者がつくったもので、変形のわたり制度であり、漸次廃止すべきものであります。そのかわり、高度の知識、技能を持つ職員を部長職までの給与を保障する給与表を制定し、一般職と区別して、10年ごとに本人の希望で選択できるようにすれば、役所にとっても本人にとっても有益であります。そうすればストレスで休む職員もいなくなるのであります。課長補佐になれば、次は課長と思うのは当然であり、ならなければくさり、職場の雰囲気も沈滞するのであります。職階が少なくなれば競争が激しくなり、だれもが頑張るし、昇任して当然と見られる職員が昇任し、専門職員は、統率力がなくても知識、技能がすぐれていれば給与が上がり、職場に活気があふれるのであります。現在の全所得を保障した給与表にすることはもちろんであります。

現在の予算要求は簡単な説明で財政が認めておりますが、一つ一つ企画書を提出させ、他の課にその政策の是非や効果等を審査させ、採用されたものを予算化することにすれば、安易な政策は立案されないのであります。自分が立案した政策の事後報告と効果を報告させ、適切でなかったら、事後その事業を廃止することにします。職員自身に負荷をかけなけ

れば意識改革はできないのであります。何度も申し上げましたが、地区住民は外で働いた上にまちの行事に参加、協力しているのに、大部分の職員が参加も協力もせず、ボランティアや市民に協力をお願いするのは筋違いであります。なぜなら職員は仕事を離れても当市のまちづくりの主役だからであります。

私は、2月1日、2日、19日、積雪で消火栓が隠れたので、町内の消火栓の雪かきと独居老人宅の玄関の除雪をした折、市の作業員と間違えられ感謝されましたが、このことは、25年ほど前に火災があり、ちょうど大雪で消火栓の位置がわからず、消火が10分程度おくれ、2人の子供と親を失った反省から、第6分団を設立し、消火栓の雪かきを継続しているのであります。市営住宅の独居老人宅の玄関の除雪は、狩野前建設部長がやりますと約束しながら、実行していないのであります。

職員は、市民のことを自分の親と思えば、人から言われる前に率先して事に当たる。これが意識改革であり、草を刈ってきれいになった田畑に柳の木が生えて見苦しいと思えば、なぜ切ろうと思わないのか不思議であり、当然自主的にやりましょうとなるのが自然であります。我々の子供の時代の役人は、部落の全行事に作業員として参加し、協力しておりましたが、このごろの職員はどう考えているのか不明であります。これからは命令されて動くのではなく、自然な気持ちの流れで行われるべきであります。さらに、配分された予算を関係者や現場の事情を徹底的に調べ、同一効果を上げつつ予算を残した職員、その課を褒めるべきであります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、市民バスの運行と車種選定についてであります。

現在4台で運行しておりますが、故障が多く大変苦勞し、また、身障者の乗降には時間がかかり、予定時間どおり運行できず、乗客にしかられるといひます。身障者の利用も月15人程度であり、身障者には別の手段をとれば、身障者も気兼ねなく利用できるのです。導入の当初は、身障者にも対応できるという画期的な政策でありました。国産バスも一般的な低床は1,000万で買え、800万も得するばかりか、故障も少ないといひます。身体障害者15人には福祉タクシーで1カ月3万で済み、1年間で36万、10年で360万ですから、440万ももうかることとなります。

また、運転時間も13時以降は空席で運行されているので、5時ぐらまでは1時間に一、二回の運行で十分ではないか。そうすればバスの寿命も延び、昼食もろくにとれない運転手の処遇改善にもなります。また、大型バスが11月から運行されずに放置され、車いす対応でない医療バスや議会バスが運行されておりますし、大型バス運行禁止の道路の通行や、月に10人も乗降しない停留所もあり、これらは前例にとらわれず、実情を調査し、再考すべきであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、農業振興と荒廃地対策についてであります。

荒廃農地の草刈りで農地に復元しましたが、本格的な農地への再生には、今後の農業振興策がかぎであります。しかしながら、荒廃地絶滅に結びつく政策は見られず、秋にはもとのもくあみになると危惧しております。私は、農地を開墾して差し当たりソバなり花を

植え、一度カヤ、セイタカアワダチソウの繁茂を断ち切る企画をすべきと考えております。市民に協働を求めながら、同時に範を示すため、市長初め職員に1反割り当てて、職員の意識改革を推し進めるべきであります。また、市のチャレンジプランは、一般の農家ではなく、西部農協に補助するものであります。白ネギで利益を得ている資金力のある農協を支援して、イチゴ栽培にチャレンジする一般農家を支援しないのはいかなものかと思うのであります。

農業振興の一策として、消毒も肥料も要らない梅の木の栽培も有望であり、和歌山では、1個3,000円で販売されていると聞きます。若者を付加価値の高い農産物をつくらせている先進地へ派遣するなどの積極的な政策を企画して、市の農業振興策を図るべきであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、公共事業の今後についてであります。

公共事業、とりわけ下水道事業が減少し、建設業が不況であえいでおります。それでも大きな企業は中海干拓、米子空港関連でここ四、五年は生き延びそうですが、その後は不透明であります。今から職種転換を準備すべきであります。福祉、医療関係は10年先には衰退しますので、選択肢は農業しか残っておりません。市としても真剣に建設業の職種転換政策を進めなければ、建設業も農業も全滅してしまう危険性が大有りあります。水産業は現状を守ることが精いっぱいであり、建設業と農業の複合で雇用を創出する以外に道はなく、失敗すれば自立存続もまちづくりも空念仏になります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、学校の管理運営についてであります。

学校の安全対策を教師に求めることは酷であり、特に保育所、幼稚園、小学校は女性教師が多く、殺意を持った男性に、たとえ棒を持って対処したところで、全く歯が立ちません。今日の学校は生命の安全が第1であり、学問の向上は第2であり、学問は家庭でも可能であり、中学からでも間に合いますが、道徳教育は年齢に応じて成長するもので、そのときしか体得できないものであり、この時期を逃すと自分で生きる力を失い、常に依存型人間になるか、自分の殻に閉じこもり、自分より弱いものにそのはげ口を求めるようになります。それだけに、中学になるまでの体験学習が大切であります。一般の人は、最低読み書きそろばんができればそれでよく、猫もしゃくしも勉強して大学に行く必要はなく、自分のやりたいことをとことんきわめる修行をして、その道のプロとして充実した人生を送ればよいのであります。よい大学を卒業すればよい生活が保障される時代は終えんし、前向きで一生懸命頑張らなければ生存競争に勝ち残れない時代になったのであります。今の教育は、学校の中での勉強にこだわり、実学の体験を軽視しているのであります。実学をいっぱい体験させ、社会でたくましく生き抜くすべを徹底的に教育することです。

そのためには、教師は学力のほかに社会常識の習得が不可欠であり、この欠点を補うため、市役所や会社との人事交流を深め、能力を高める必要があります。教師に豊富な体験や能力がなければ子供の全人格的な教育ができません。ある学校で補助教員がインフルエ

ンザの流行している寒い日の2時間目に、水でぬれたぜんそくの小学校1年生を見ながら、担任にも知らせないばかりか、医務室に連れて行って着がえもさせなかったことを、帰宅した子供から聞いた保護者が担任に連絡したら、子供から報告があったら適切な措置をしたのにと返事されたそうです。どうも済みませんでした、今後はよく監督しますので、このようなことがないように努めますと言うべきであります。管理者から、まだ何かありますかと電話があったともいいます。この場合も、全職員に徹底したのと言うべきであります。補助教員は、子供が担任に報告すると思ったといいますが、補助教員に対応を徹底しなかった管理者の落ち度であり、管理者が一番反省しなければならないことであります。もしこのことで入院でもしたら、中村市長の責任も追及されたであります。問題が何であったか、自分が何で給与をいただいているかわかっていない証左であり、こんなお粗末な先生を持った当市の教育行政を情けなく思うのであります。教師も、だれが来てもあいさつもせず何の反応もしないでは、学校の安全も確保できず、事件の発生を防ぐことはできません。したがって、補助教員より警備員を配置し、安全を確保することが大切です。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、公民館の管理運営についてであります。

公民館は、地域社会の活動の中核であり、その運営と活用が地域社会の活性化のかぎであり、バロメーターであります。最も重要なことは、そこを運営する構成員の資質であります。館長の調整力と卓越した指導力、職員の積極的な接遇と企画力、実行力が求められております。人権教育や各種教育・研修が公民館運営に役立っておらず、むだなことをしているように思えるのであります。それよりも実学を体験させて、それを地域で指導普及することが重要と考えるのであります。職員を2人から3人に増員したのは、地域での生涯学習や子供の社会教育を夜間や土日に行うためではなかったか。それが全くなされていないのであり、それであるならばもとに戻すべきであります。平日は1人でよく、夜間、土曜、日曜は残りの2人を配置し、協働のまちづくりを推進すべきであります。

市民は平日、生活の糧を得るために働き、夜間や土日に活動するのであり、そのサポートするのが公民館であります。市役所が閉庁している間に公民館がサポートして初めて存在価値があるのであります。公民館をIT化すれば公文書的なサービスが可能になるので、公民館に職員を1人配置して、校区ごとに地域協議会を設置し、協働のまちづくりを一層推進したらと思います。職員も地域社会の指導的な役割を担うため、地域社会の各種団体やグループに積極的に参加、溶け込み、円満な運営に心がけるべきであります。また、施設、火の用心には徹底的に取り組み、遺漏がないようにすべきであります。この際、運営規程をつくり、公民館を地域のコミュニティーセンターとして地区にすべてを委託したら活性化すると確信します。モデル事業として取り組む価値があると思います。中村市長の所信をお伺いします。

最後に、市民活動センター整備事業であります。市が主導とするのではなく、空き店舗事業で空き店舗を団体が整備し、それに助成して、自立したセンターとすべきであり、

丸抱え行政を改めるべきであります。まちづくり委員会も、テーマ等の枠組みをつくるだけで自主的に運営を任せ、説明の要請があるときだけ行政が出席して、事務などは一切委員会に任せることが肝心であり、行政は手とり足とりで関与したりしては育たないのであります。各団体が目標を掲げ固有の事業を実行し、賛同する他団体や個人が参加協力すればよいことであり、幾ら議論しても実行が伴わなければ小田原評議になり、センターも閑古鳥が鳴き、役員による役員のためのセンターになるだけであります。各団体は自分で資金をつくり、ボランティア事業を行い、不足分だけ助成を求めるべきであります。協働のまちづくりに対する認識と考え方と取り組みについて中村市長の所信をお伺いして、私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 長谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、平成17年度予算案と補助金・助成金の削減についてお尋ねでございます。財源確保のためには、カットばかりでなく、制度を活用した地場産業の育成などによる税の増収策や受益者負担の適正化なども図るべきであると。また、補助金、助成金は原則として3年でゼロにすべきであるというお尋ねでございます。

行財政改革におきまして、現大綱の中でも財政運営の健全化を掲げ、自主財源の確保及び補助金等の整理合理化を鋭意進めてまいりました。使用料等につきましては、受益者負担の原則に立ち、常に料金の適正な見直しを行う一方、補助金等につきましては、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査いたし、全分野にわたり削減、統合、廃止を図ったところであります。新年度からスタートする新しい行革大綱におきましても、自立、持続可能な財政基盤の確立を掲げており、自主財源の確保及びさらなる補助金等の整理合理化を図ってまいる予定であります。

長谷議員から、新たな視点で財源確保のために御提示いただきました地場産業の育成を初めとする税等の増収策や補助金等の削減案につきまして、新行革大綱の実施計画や今後策定する財政再建プランなどにも十分参考にさせていただきたいと考えております。

次に、米子空港周辺地域振興計画についてでございます。空港周辺活性化に係る3者合意は、地元との合意なしに勝手に変更できるものではない。3者合意の解釈を明確にすべきだということでございます。

米子空港周辺地域の振興に関する合意につきましては、さきの渡辺議員、米村議員の御質問にお答えいたしましたとおり、非常に重く、かつ重要なものであると認識をいたしております。しかしながら、空港周辺整備につきましては、市議会行財政改革問題調査特別委員会からいただいております御提言や、自立可能な財政基盤の確立を急務とする本市の状況等を勘案いたしますと、振興計画の見直しは避けて通れない問題であります。冒頭にお答えいたしましたとおり、3者合意は非常に重いものと認識をいたしておりますが、本市の財政状況や振興計画の見直しにつきまして、御理解をいただけるよう地元の皆様への御

説明を重ねてまいりたいと考えております。また、鳥取県に対しましても、本市の方針について御理解いただけるよう説明をいたしているところであります。

次に、職員配置と意識改革についてのお尋ねでございます。役職の一部を漸次廃止したらどうか、また、市職員は仕事以外でも率先して地域のまちづくりにかかわることが意識改革ではないかということでもあります。

職員配置と意識改革につきましては、さまざまな御提案をいただきましたが、職員の職につきましては、今後想定される職員数の減少及び国の公務員制度改革の動向を見きわめつつ、廃止を検討すべき職もあると認識をいたしております。

なお、市職員の勤務時間外における地域のまちづくり活動等への参加が不足しているとの御指摘につきましては、地元自治会を初め、PTA、消防団、子ども会、あるいは文化体育団体などの活動に、多くの職員がそれぞれの立場で参加をいたしておりますけれども、今後も一人でも多くの職員がそういった活動に参加していくように意識改革を促してまいりたいと考えております。

次に、市民バスの運行と車種選定についてであります。

当初購入した外国製の車両につきましては、故障が多く発生したため、平成15年度には国産車両を追加購入し、現在6台体制で運行をいたしております。平成17年度から順次国産車両に更新していく計画としております。

車いす利用者につきましては、月当たり15人程度ですが、体の不自由な方や手押し車を利用される高齢者の方も多く、市民の多くから低床バスを望む声があり、境港市民バス運行懇話会の中でも、今後も低床バスを導入していくべきであるとの意見でありました。このことから、車両の選定につきましては、利用者の約6割を占める高齢者の乗降に配慮した低床車両であること、車いすの乗降が可能であることが必要であると考えております。

また、運行コースは、道幅の狭い地区もあり、1,000万円前後の低床バスでは、サイズが大きいため現在のコースを運行することは困難であります。

なお、身障者の方などの移動手段につきましては、現在のところ市内において福祉タクシー導入の予定がございません。福祉タクシー利用券の活用などを図りながら対応していきたいと考えております。

バスの利用状況につきましては、乗降調査を2月に実施しましたが、13時から17時までの1便当たりの利用者数は36人という結果が出ており、午前中の42人に比べて利用者数は落ちるものの、現時点では利用者のニーズがあるものと考えております。

また、運転手の昼食時間につきましては、昼の前後に休憩をとれるようにシフトを組んでおりまして、昼食をとれないというような実態はございません。

今後、高齢化の進展や福祉の向上を目指していく観点からも、市民バスの役割は極めて重要であり、市民の声、利用者の声を十分に聞きながら、利便性の向上に努めるとともに、コストの削減も図ってまいりたいと考えております。

次に、農業振興と荒廃地対策についてであります。

初めに、市民に協働を求めると同時に範を示すべく、市長を初め職員に1反割り当てて職員の意識改革を進めるべきだということでございます。御提言として受けとめさせていただきます。

チャレンジプランで農協を支援して、一般の農家を支援しないのはいかなものかということでございます。チャレンジプラン支援事業は、意欲のある認定農業者など、みずからが経営の改善を目的として立案するプランを実現するために助成するものであります。農協のチャレンジプランは、白ネギの定植機用の苗をつくるために、農協が事業主体となり、リースによって、個別の農家が育苗ハウスを導入することを支援するものであります。

また、新たにイチゴ栽培を経営に組み込もうと計画されている農家から相談を受けておりますが、現在その農家が農業改良普及所等の協力を得てチャレンジプランを作成中であります。

次に、若者を先進地へ研修に送るなどの政策を企画して、農業振興を図るべきではないかというお尋ねでございます。先進地への研修につきましては、今までも農家の方から御相談があればできるだけ御協力をしてまいったところであり、農家みずからが自己研さんのために行う研修については、情報の収集や研修費の助成等につきまして可能な支援をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、公共事業の今後について、公共事業が縮減していくことから、建設業は農業へ職種転換すべきであるという御意見でございます。

近年、建設業界においては、公共事業の縮減から、これまでのような雇用の維持、継続が困難な状況となっており、鳥取県でも建設業者が新分野に進出するための試行的な調査検討経費の一部を助成するといった支援策が講じられているところであります。

建設業者の農業参入につきましては、近隣の島根県においても地元建設会社による遊休農地を利用した畜産経営、水田を利用したゴボウ栽培など、農業特区を利用した取り組みが始められようとしております。御提言のありました事業転換につきましては、農業に限らず、幅広く他分野への事業展開を検討あるいは実施をされているところもあると聞いておりますので、その実態について業界の皆様の意向を伺ってみたいと考えております。

最後に、市民活動センターのあり方、協働のまちづくりに対する考え方をお尋ねでございます。

まず、市民活動センターのあり方でありまして、17年度予算で予算計上させていただきましたのは、今のマルシェ跡の部分について相当中が傷んでおりまして、いずれの利用をする場合でも中の改装が必要であります。その経費を計上させていただいたということございまして、ここの運営等のあり方につきましては、広く関係団体あるいは市民の皆様の意見を聞きながら、一番市民の皆さんにとって利用のしやすい、親しみのあるような、そういう活動の拠点にしたいと、このように考えているところであります。

それから、協働のまちづくりについての考え方につきましては、これまでの御質問にお答えをしてきたところでありますけれども、私は、やはり自分たちのまちは自分たちで考

えてつくり上げていく、これからのまちづくりは、いわゆる自治の原点に立ち戻って考えなければならない。そうしなければ本当の意味での自立したまちづくりはできないのではないかと考えております。そういった点で、市民の皆様には行政への関心、目を向けていただくには、まず私は行政情報を100%市民の皆様には提供していく、そういう取り組みが必要であるということ。それから、もう一つは行政の透明性を高めるということでもあります。これ、外部監査等を導入してそういうものを確保していこうと思っております。そういう行政に対する信頼あるいは関心を高めていただく中で、私は市民の行政への参画というものが進んでいく、そういうぐあいに考えているところであります。いずれにいたしましても、大変時間と労力のかかる方法でありますけれども、こういった経過を踏まえ、あるいはクリアをしていかなければ、本当に単独存続で自立した道を歩んでいくことはできないのではないか、こういう思いでおるところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

学校の管理運営と公民館の管理運営の御質問につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 長谷議員から学校及び公民館の管理運営について御質問いただきました。

まず第1点目ですが、学校の管理運営について、学校の安全対策や、実学、教師の資質の向上についてお尋ねでございます。

学校の安全対策につきましては、先日、岡空議員、植田議員にお答えいたしましたとおりで、私も学校の大きな役割は、安全な環境の中で学習させることであると考えております。

また、児童生徒の体験学習については、総合的な学習の中で、身近な地域や人々、産業や伝統文化等、中学校では職場体験学習などを通して、ふだんなかなか経験できないことを実体験させているところでございます。

一方、教員のさまざまな面での社会体験不足は、全国でも指摘されているところでございます。これにつきましては、例えば初任者研修の中に10日間の企業等における職場実習が義務づけられておりますし、中堅の教員対象として、3カ月または1年間の長期社会体験研修を実施して、資質の向上への対応を図っているところでございます。

そのほか教員の資質向上につきましては、渡辺議員にお答えいたしましたように、本市では学校指導員による若い教員への指導や市教委主催の研修会等により、指導補助員も含めた指導体制のさらなる充実を図ってまいり所存でございます。

2つ目に公民館の管理運営についてのお尋ねでございます。協働のまちづくりに向けて職員体制、IT化など、公民館の活性を図るべきではという御提言でございます。

地域の公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習需要

に総合的にこたえる施設であり、協働のまちづくりを推進していく上で重要な拠点であると認識しております。

職員体制につきましては、平成15年度まで各館常勤職員1名、非常勤職員1名の計2名でしたが、平成16年度より非常勤の嘱託職員として各館3名ずつ配置しているところであり、新体制から1年が経過しましたが、公民館運営審議会委員や自治会長を初めとする地域の方々の御意見を伺いながら、地域の実情に即した公民館運営に今後努めてまいりたいと考えております。

長谷議員御提言の公民館での公文書サービスが可能となるIT化につきましては、今後の課題であると認識しております。

また、公民館を地域のコミュニティーセンターとして地区に委託し、活性化を図るべきではとの御意見は、御提言として承りたいと存じます。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） 学校教育についてであります。この事件があったときに、私がその立場にあれば、当然に担任に言って、かつ保健室ですか、ああいうところへ連れて行って、しかるべき処置した上で、なおかつ保護者に、もし長靴がないとなれば、長靴なり靴下なり持ってこいと、届けてくれということぐらいわしは言うと思うだね。それが全くされてない。2時間目で、5時校を受けてから、また帰って何時間したかわかりませんが、その子は一人っ子ですよ。ぜんそく持ちで、たまたまインフルエンザの注射をしたんで風邪は引かなかったけど、まあちょっと熱が出たということですが。また、この親は今イラクに行くとるんでしょ。そういう状況を見たときに、たまたまそれがイラクに行っったのは別として、やはり適切な処置というのは常識の範囲だ、こんなものは。それすらできなかった。それで、学校の先生は何をしたか。報告したらしたで、当たり前ですよ、こんなものは。

それから、今度は何かありますかと言う前に、校長だろうが、そういう電話する暇があったら、かくかくしかじかのことをしたと、したがって、今後はこういう心配をかけませんとか言うならいいけど、御用聞きじゃあるまいに、何かありますかと言ったら、何か不足を言ってるようなものでしょう、これは。そういう態度とか物の考え方がわしは不足していると、これ常識以前の問題だ。そういうところ教育委員会はどうしているかといって、もしこれ入院していて死んだりしたらどうなるんですか。そういうことを危険性をはらんでおるから、私はこういうちっちゃなことでも誠実に対応することが必要だということを申し上げているわけです。この件について。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 具体的な事件でございまして、ちょっと、いつどこでどこの学校でということがわかりませんので、詳しい調査をしたわけではございませんが、今、長

谷議員のおっしゃるとおりの事実があるとすれば、当然配慮不足は否めないというふうに思っております。今後、調査の上、強く指導をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ、長谷議員。

8番（長谷正信君） それから、公民館のことで言いますと、この3人にしたときに、その理由が、要するにこれからは子供の教育なりに地域に開かれたことをすると、したがって、土曜、日曜、夜間に人を配置しなきゃいけないのでふやしますと。それで、私はそのとき何を言ったかということ、土曜、日曜に働く、そういう市民がおりますかと、そのとき、いや、何とかしますということでこれふやしたんでしょ、本当の理由は。それ、前の議事録とかみんな見てみなさいな。それなのに、今は平日だけしかやってない。それを市民が言ってきたらやるじゃなくて、いつもあいとれば何だかんだできるですよ。そういうことで、どうもミスマッチが多過ぎる。何のために2人を3人にしたですか。そういうところをもっと原点に戻ってしなきゃいけませんよ、そういうことは。このことについて。

議長（下西淳史君） 答弁、根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 2人からの3人主事体制にいたしましてまだ1年たたないところですが、間もなく1年たつわけですが、この機会に、この3人体制をやってみてどうだったのかというところを反省してまいらなきゃいけないというふうに考えております。まだ1年目でございます、いろんな問題点があるとは思いますが、今のところ直接私どもの方に、大きな問題点があるのでこれをこういうふうにしてくれというような、直接的な御意見はまだいただけていないところでございます、長谷議員の言われるような御意見もまた今後検討させていただいて、反省材料にさせていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

8番（長谷正信君） 今、教育長の言うのに、そういうことを言ったらだれも言ってきませんわ、そんなこと。そうじゃなくて、日曜日は陶芸教室します、科学教室しますとか、ある程度そういう企画をして、子供たちが米子の何だ、米子書店か、何か2階に木工教室や科学教室がある、そこに通つとるわけだな。それはいいですよ。だけでも、地域にあるところがそういうことを積極的にして呼びかけていかなければ、何か言ってきたらやりませんじゃなくて、そういう考え方でいかなければ、協働のまちづくりも今後の人材育成もできないよ。だから、そういうことじゃなくて、積極的にかかわっていかなきゃいかんということと言つとる。それについて。

議長（下西淳史君） 根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 公民館活動は地域の生涯学習の拠点でございます、確かに今、長谷議員がおっしゃいましたように、もっともっと公民館が活性化するために主事等が活動にかかわっていくということは、十分大事なことだというふうには考えているわけですが、何分限られた時間の中でいろんな仕事をこなしていかなきゃいけないというところが

ございまして、その辺との兼ね合いを考えながら、今御意見いただいたことをまた再度検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ、長谷議員。

8番（長谷正信君） 今、教育長の言うことを聞いておれば、何か暇がないとか人がいないと。それで2人を3人にしたですがね。そこのところをよく考えないと。だから、まあいいわ、これについては。そこのところもうちょっと、教育長になったばかりでわけわからんからもうこれ以上言わない。そういうことをもうちょっと考えてやってみなさい。

それから、市長にちょっと最後に聞きますけども、ボランティアとか、要するに協働のまちづくり、市長の言うとおりでな、自分のことは自分でするだけん。けども、今の様子を見てると、余りにもかかわり過ぎるように思っているよ。課は何だ、あそこは地域振興課か。ような気がするんで、もうとにかく自主的にやれるようにサポート、支えはするけど、本体は自分たちでやりなさいよということがなきゃ、何だか、僕が見ている限りでは、余りにもおんぶにだっこというような考えが見られる。大変なことになるよ、あれ。何だか委員会つくっていろんな協議して、そこに職員が行っていろんなことを聞いたりまとめたりなんかしとったら、もうとてもあんな地域振興課の人間で足りないわ、はっきり言っとくけど。だから、ここまでは行政がやる、ここからはあんたたちだよということをきちっとしないと、大変なことになるよ、この協働。底がないんだから。したがって、私は転ばぬ先のつえを言ってるんで、もしそれあんまりかかわってきて、今度投げたりすると、今度は本当に協力しなくなるだかな。そういう意味で、市長のやる気はわかりますけれども、その辺をやはり下にきちんとしてもらいたいということと、もう一つは地域振興課に新聞があります。地域振興課長はすべての新聞を読んで、いろんな情報を集めて、ペタペタ切り抜いて、それで境港市にこれがいいかなという提案がいっぱい書いてありますから、そういうものを市長に持って行って、市長は、恐らくあの新聞を全部読んだら、市長室でだれにも会わずに、あそこで新聞ばかり読んでなきゃいかん、いっぱい読まないかんだけん。だから、ある程度そういうこと、市に役立つようなものを情報収集させて市長に提出させるようなことをしなさい。議会はちゃんと切り抜いてあれしてますよ。棚の上にぼんと投げてて、時間がたてば図書館に持っていったような状況じゃいけないと私は思います。そういう意味で、地域振興課にもっと頑張れ、本質的なこと頑張って、くだらんことはやめろって言いたい、わしは。終わり。

議長（下西淳史君） 答弁要りますか。

8番（長谷正信君） 要らない。

議長（下西淳史君） 次に、松下克議員。

7番（松下 克君） 私は、本議会の開催に当たり、当面する市政の運営について、中村市長の基本姿勢をお伺いいたします。

質問の前に一言申し上げます。市長は、先般開かれた拉致被害者の救出を目指す集会に出席し、その冒頭のあいさつでみずからの思いを語られたことは、全国民に好感を持って

迎えられたものと思います。

理不尽な国家犯罪に対する制裁措置のあり方が議論されているとき、改正船舶油濁損害賠償保障法の施行期日を迎えたのであります。中央メディアのたび重なる報道で、当地が特に注目されておりますが、損害加害者の責任の所在を明確にする油賠法と拉致問題における制裁議論とは、きっちりと論点を整理することがまずは肝要であると思います。

我が子を思い、姉を慕い、しかも拉致被害者の命をかけても制裁の発動を訴えなければならぬ家族。子を持つ親としてだれもが涙したのであります。市長は、当日の日程を変更して出席されたとの紹介がありました。御家族を初め関係の方々には、市長の心配りに決意を新たに帰途につかれたものと思います。人間の尊厳とは何か、中村市長の温まる配慮に敬意を表する次第であります。なお、我々は忍耐、そして試練を受け入れる勇気を忘れてはならないと思います。

それでは、3月議会、まずは施政方針について申し上げます。

市長は施政方針の中で、市政を取り巻く内外の厳しい現状を示し、単独存続を選択したからには、行政と市民がともに意識改革を図り、未来志向の目的を共有して、自己責任、自己決定によるまちづくりの必要性を訴えております。さらに、協働のまちづくりと行財政改革のさらなる推進を政策の基本理念に据え、中海圏域の中核都市を目指すほか、地域社会の要請にも的確にこたえることが市政存続の礎を築くことにもなる、このように述べておられます。

中村市長、施政方針の基本理念、住民主体の政治は、市政を担う者のまさに真髓ではないかと私は思います。また、ここに掲げた市民参画の推進と財政基盤の確立、そして産業の振興、この3つの政策の柱は、いずれも市民と行政、そして議会が一体となって取り組まなければならない境港市市政の一大改革であります。しかも、いずれの改革もさまざまな制約がある中で迅速にして的確な判断が求められていることは言うまでもありません。ぜひとも改革の道筋を早急につけ、地方自治の新たな一章を切り開いていただきたいと存じます。市長には、改めて所信と改革の決意を伺います。

続いて、市民参画の推進についてお伺いをします。

市長は、就任以来、市民参画の実践に向け、各方面の広聴会に出席するなど、幅広く意見の交換を重ねておられます。市長、あなたの政治姿勢が最も市民に周知されているところであります。民意の醸成には時間と労力も必要でありましょう。また、住民の側にも成熟度が試されるものと思います。議会でも、議員各位が各分野にわたりこのテーマで議論をしておりますが、のみ込みが悪いのか、いま少しお尋ねをさせていただきます。

この取り組みは、政策の立案過程と執行において、これまでの概念を再構築するとも見受けられますが、お尋ねをいたしたいと思います。また、小さな行政が志向される中で、組織体制に矛盾点が生ずることはありませんか。そして、いま一つは、活動拠点の整備も図られますが、各種要望の分野が拡大すれば、結果として職員の負担が過度に集中することになるのではないのでしょうか。これらのことについて、現有の組織体制と絡め、体系的

な解説をお聞かせください。

次に、新年度予算案について申し上げます。

平成17年度の当初予算案が示されました。簡潔に申し上げますと、その全体像は、一般会計で前年度当初比3.9%減の総額127億円で、3年連続の減額予算であります。基幹財源が依然として減収基調を示す中で、引き続き投資事業の抑制と行政経費の徹底した見直しを図る一方で、新たに市民参画の推進と教育や福祉関係の施策を取り組んだ内容となっております。また、将来を見据えて市債と基金の残高にも留意するなど、財政の持続性にも配慮した緊縮調整型の編成であります。本予算案は、財政の持続性の確保を念頭に、市長の政治課題を反映させる中で、現状可能な限り事業遂行に腐心して編成されたものと思います。

なお、深刻な社会経済状況のもとで、市税等の徴収事務のほか、医療や福祉関係の動向に今後特段の注視が必要であると思います。私は、予算編成における市税の積算と徴収体制について、市長の所見をお伺いいたします。

次に、地域の再生についてであります。

市政存続の基盤、地域経済は容易ならざる事態を迎えたものと私は認識しております。市長には、予算編成つかの間、まことに心苦しいのでありますが、地域社会に希望と勇気を与える何らかの振興策を、目に見える形で施さなければならない状況が来ているものと考えます。近い将来に基金の残高が枯渇するなど、財政窮乏の時代が想定されておりますが、今日的課題である地域の再生も決して見過ごすことのできない政治の問題であります。したがって、座して時を待つのではなく、徹底した行革による財源の創出に加え、基金財源を活用する地域再生の戦略、すなわちスクラップ・アンド・ビルドの構築を提案いたします。

時あたかも空洞化の時代、決定打や秘策が到底見当たらないなど、極めて困難な社会環境にありますが、企業誘致に、あるいは新たな産業の創出に、また、都市機能の充実強化に、行政への期待は今後ますます増幅されてくるものと考えます。私はここで、その対策の一つとして、これら地域再生の課題に対処する専従、専門機関の必要性を提言するものでありますが、まずは市政の中核プロジェクト、市長秘書課の拡充強化と市長関係予算の増額を提唱するものであります。市長の御所見をお尋ねいたします。

ところで、去る9月議会において、財政基盤の確立について私は質問をいたしました。行革の基本方針の早期策定と、社会構造の変化に伴う制度改革の必要性を提言したのであります。しかも、改革に要する期間の猶予は余りがあるものではなく、時間との闘いになるのではないかと。したがって、行財政改革は速やかに着手すべきである、このような内容で申し上げます。当時、市長は、みずからの選挙公約と政治信条を理由に、当然にして私の提案を一蹴されたのであります。

なお、私の質問のいま一つは、施政方針に掲げてもある財政基盤の確立のみならず、来るべき投資事業の支援財源を創出するためにも、行財政改革の早急な立ち上げを改めて申

し上げているのであります。御理解をいただきたいと存じます。地域の再生につなぐ行財政改革の推進について、市長の所信を伺っておきます。

終わりに、中海の堤防開削の問題について申し上げます。

本市の懸案事項、中海の堤防開削問題を審議する中海協議会が、鳥取、島根両県知事の合意を踏まえ、去る2月10日開催されたところであります。なお、この会議に先駆けて開かれた両県知事によるトップ会談は、森山堤防の一部開削、そして開削幅は必要最小限で、現実的な判断をしたとの発表でございました。

当時、私は、この内容はとても容認できるものではない、しかし、知事合意という重い現実の中で、開削幅拡大だけは死守すべきである、このように思い、事ここに至り、最も有効な意思表示は、臨時議会による意見書の採択と同時に市長表明ではないかと考え、議員各位の同意を求めたのであります。しかし、その後、双方とも釈然としない日々が経過し、議会は米子市議会と共同で、また、市長も知事にそれぞれが要望書の提出と相なったわけであります。

その中海協議会では、会議の冒頭に島根県側が本庄水域利用のため森山堤の一部開削を提案、そして鳥取県側が滑らかな口調で地元からの要望を伝え、島根県の提案に同意したのであります。しかしながら、その鳥取県の要請は、現場に暮らす者の魂からの訴えを代弁したものとはとても言いがたく、開削幅拡大を要望するも、何かむなしく聞こえたのは私だけではないはずであります。

なお、国は50メートル開削のシミュレーションを容認しましたが、結局のところ、以前飛び交っていた「自然に戻す」とか「エチケット」とかの話は、今にして思えば地元の意向を取って投げられたとの感が私はするのであります。中村市長には、この一連の経過についてどのように受けとめられましたかお伺いをします。

ところで、我々は大海崎堤の開削も森山堤と同様に、その開削の必要性をこれまで主張してきましたけども、時の経過と事態の急転、しかも厳しい財政事情のもとでは、二兎を追う者は一兎をも得ずの例えがあるように、大海崎堤の問題は将来の課題として残すこともやむを得ないではないか、このようにも私は思います。

国営事業の中止、しかもその幕引きが進む中で、財政負担並びに宍道湖シジミ漁の影響など、島根県側の立場と事情も当然認識しておかなければなりません。また、隣の県域に続する問題で、この先も必要以上の注文がこれまでどおりつけられるのか、これまた答えのない問題であります。したがって、盟友米子市との立場の違いを認識した上で、我々が最も優先する森山堤防の開削幅拡大を目指した請願活動を、今後とも国と両県に対し要請していかなければならないと考えます。いずれにしましても、治水の確保と水質の浄化、そして水産の振興、加えて中海圏域の交流拡大に将来を託す本市としては、この問題が理にかなった形で早期に決着がなされるようにしなければなりません。中村市長、森山堤防開削幅拡大について、今後どのように取り組まれようとするのかお尋ねをします。また、中海問題は、大橋川の改修問題も絡み、新たな展開を迎えますが、市長の基本姿勢につい

てもあわせてお伺いをいたします。以上でございます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 松下議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、施政方針について、ぜひとも改革の道筋を早急につけ、地方自治の一章を切り開かなければならないと、改めて所信と改革の決意を伺うということでございます。

本市が将来に向け自立して存続していくためには、行財政基盤を確立し、財政再建への道筋をつけることが今何にも増して重要な課題であり、それが私に課せられた使命であると思っております。そして、その過程では、公明正大な市政運営を通じ、市民との信頼関係を構築するとともに、協働のまちづくりにより全市的に自治意識を高めていくことが不可欠であると考えます。私は、現下の難局に不退転の決意で立ち向かい、将来に向かって明るい展望が開けるよう全力を傾けていく所存であります。

次に、市民参画の推進についてでございます。政策の立案過程と執行において、これまでの概念を再構築するものと見受けられるがどうかということであります。

施政方針の中で申し上げましたように、これからのまちづくりは、市民の皆様への情報提供を徹底するとともに、市政の政策過程に市民の皆様に参加していただきたいと考えております。そのシステムづくりに向けた事業が分野別のまちづくり市民委員会などの取り組みであります。

次に、市民参画を推進するには時間も労力もかかる、現有の組織体制で十分かどうかというお尋ねでございます。市民参画の市政の推進につきましては、市民と行政がお互いの立場を尊重し、それぞれが果たす役割と責任を分担しながら、協力し合って進めていくことが必要であると考えております。おっしゃるように、これまでと違って時間と労力もかかりますけれども、この取り組みを経て、さらにはクリアをして初めて私は真の市民参加が実現するのではないかと、このように考えているところであります。市民参加の推進及び協働のまちづくりの総合的な窓口は、総務部地域振興課を担当しておりますが、推進する上では、当然のことながら全庁的に取り組まなくては実現しないと考えております。今後は庁内の推進体制をしっかりと整備してまいりたいと、このように考えております。

次に、新年度予算案についてですが、市税の積算について所見をとということでございます。施政方針でも述べましたとおり、当市の経済状況については依然と厳しいものがございます。税収の下落傾向に歯どめがかからない状況であります。このような状況の中、平成17年度予算における市税の積算につきましては、特に賃金の伸び悩みによる市民税所得割の落ち込みや、地価の下落による固定資産税の落ち込みなどについて厳しく積算し、計上したところでございます。

次に、徴収体制についてでございます。平成15年度より2年間、鳥取県と徴収業務に当たる職員の相互派遣を行うとともに、滞納整理係を新設し、徴収体制の強化を進めてまいりました。この間、徴収についてのノウハウの習得や収納率の向上に成果が上がってき

ておると考えております。このことから、鳥取県には来年度も職員の相互派遣の継続をお願いするとともに、引き続き悪質滞納者や高額滞納者を中心に、差し押さえを含めて厳格に対応していく考えでございます。

次に、地域再生についてであります。市長関係予算の増額、また、地域再生につながる行財政改革の推進について所信をとということでございます。

市長関係の予算の増額と秘書課の拡充につきましては、体制を整えて地域振興に目を向けて取り組みという御提言だと思っておりますが、本市では、今まさに厳しい行財政改革を実施いたしており、市民の皆様にも御負担をお願いをいたしているところでございます。今後とも経費の節減には努めてまいりたいと存じておりますので、議員の皆様におかれましては、情報提供等、各方面でお力添えをいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

また、地域再生につなぐ行財政改革としてのスクラップ・アンド・ビルドの推進につきましては、予算査定の段階で数多く実施しているところですが、行革による成果、また、基金を投入しての大規模な地域再生、地域経済の刺激策につきましては、今の財政状況においては困難である、このように考えておりました、今は財政健全化への取り組みを優先させる時期でなかろうかと、このように考えております。御理解を賜りたいと存じます。

次に、中海の堤防開削についてでございます。

両県知事協議から中海に関する協議会までの一連の流れについてどのように受けとめているかということでございます。堤防開削問題で、昨年12月22日に行われた両県知事会談において、森山堤を開削し、大海崎堤は開削しないという内容で合意されましたことにつきましては、2月8日の市議会中海問題調査特別委員会におきまして、両堤防の開削が基本スタンスであるが、膠着した状態を打開して前進することは評価すると、このように私の考えを申し上げました。そして鳥取県に対して、中海に関する協議会に向かうに当たり、森山堤の開削幅は大海崎堤の開口幅の150メートル以上とするよう要望をいたしたところであります。しかしながら、鳥取県は2月10日の中海に関する協議会で、本市と米子市からの要望書を地元から要望があったと紹介したのみで、森山堤50メートル開削のシミュレーションに合意をされました。当然協議会の中で開削幅の検討もなされるものと考えておりましたが、50メートルありきのような形で協議が進行されましたことは、大変残念に思っているところであります。

次に、森山堤開削幅拡大について、今後どのように取り組むかということであります。中海に関する協議会で農林水産省が、開削幅50メートルの場合だけのシミュレーションをするということになりました。シミュレーションは開削幅の根拠を求めるといふものなので、いろいろなケースを想定してすべきであるにもかかわらず、50メートルの場合しかないことになった根拠が大変わかりにくく、また、この開削幅では、境港市民の治水上の懸念も払拭できないのではないかと考えております。非常に困難な状況となっておりますが、今後とも森山堤の開削幅の拡大について、松下議員がおっしゃるような機会をとらえて積極的に意見を申し上げていきたい、このように考えております。

次に、中海問題、大橋川拡幅問題についての基本姿勢をお尋ねでございます。中海問題、大橋川拡幅の問題についての基本姿勢は、まず第1に境港市民の安全を確保する、このことであると考えております。森山堤が開削されることは、中海の治水上の観点からは、現状の森山堤が閉ざされた状況よりは、よくなる方向に機能するものと考えております。また、中海の護岸未整備箇所3カ所を国の責任で整備していただき、国が整備され、市民の安全が確保されれば、同様に上流に暮らす住民の安全のための大橋川の拡幅は、大変急がなければならない重要なものであると、これも必要であると認識をいたしております。

次に、中海の水質の問題につきましては、汚濁の主要因であります生活排水の対策を、斐伊川上流部から宍道湖、中海沿岸の関係者が一体となって取り組んでいかなければならない、このように考えているところであります。以上であります。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

松下議員。

7番（松下 克君） 再質問の前に、要望事項を先に申し上げておきます。

施政方針についてでございますが、市長には新しい時代の創造に向けて邁進していただきたいと存じます。ただ、政策の3本柱、市民参画の推進と財政基盤の確立、そして地域再生、産業の振興をうたっておられますですけども、これらの課題は、それこそ待ったなしの問題であって、まさにはやり言葉の三位一体の改革の実践でもございます。どうか一極集中ではなく、バランス感覚を持って政策の遂行に当たっていただきたいと存じます。要望でございます。

次に、新年度予算であります。市税の積算と徴収体制について申し上げました。税徴収には今後ますます厳しさが要求される、市長の答弁のとおりだと思います。地方自治のかなめである税の業務にしっかり当たっていただきたい、このことでございます。よろしく願いをいたします。

それともう1点、市民参画の推進であります。市長は先ほど来、まちづくりに対する強い思いを述べておられます。その意気込みは十分に伝わっております。ただ、大まかに申し上げますと、これから実践段階に向け施策の詰めがなされるとは思いますが、事業の質と量、それに役割分担など、まだまだ図れてない部分があるように見受けられます。先日の議論を聞いておられますと、ちょうど郵政民営化の議論を連想しますけども、本件も問題点をよく整理整頓されて、急がず、焦らず、欲張らず、確証の持てる部分、分野をまず先行させるとか、慎重な対応があってもいいんじゃないかと、このようにも思います。

それと、いま一つ、職員の負担の問題であります。地方分権の流れ、あるいは社会の多様化、そして今また行革のさらなる推進と地方行政がふくそうする中で、今後ともふえることがあっても減ることがないのが行政の仕事でございます。しかも対外的に経験豊かな職員の方々が一斉に退職時期を控えておられるというような状況で、先行きも不透明感というのか、不安定感がうかがえるというぐあいに見ております。そういう時代に対応するために市民参画の市政を推進するんだと言われる部分もあるかと思っておりますけども、事業

の全体像を十分勘案されまして、消化不良や混乱がないよう計画を進めていただきたいと、このように思います。

また、市長は市民と行政に意識改革を求めておられますけども、いずれにしてもこれは相手があることでございまして、決して一方通行にならないように、まずはみずからの司令塔となる組織を構築されて、確実な行政の執行をお願いしたいと存じます。

要望事項については以上となります。

続いて、地域の再生についての再質問でございます。先ほど私は市長関係の充実、これ予算も含めて申し上げました。今の時代だからこそ執行体制を強化して、市長の手足を縛ることなく、行政課題の達成に活躍をしていただかなきゃならないんですね。したがって、私は何らちゅうちょすることないと思うんですよ。今の時代の風潮を気にされると思いますけども、それはそれら、我が方は我が方で、市長のお気持ちわからないではないですけども、成果を上げるべき対応をしていただきたいと、このようなことから申し上げました。

そして、今、首長が表に出るトップセールスの時代でもあるんですね。そういうようなことを勘案していきますと、やはり執務に支障があってはならない、このように思います。どうか背水の陣で臨んでいただきたいと思いますと思いますが、改めてお聞きします。

議長（下西淳史君） 地域再生についての答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 地域再生について重ねての御質問でございます。松下議員の御意見、私もその必要性は重々承知をしております。自覚をしておるところであります。今こういう時期だからこそ、そういう地域再生にかけた施策を展開すべきではないかということ、まさにそのとおりであります。先ほども答弁申し上げましたが、私は今は行財政改革に専念をして、財政健全化への取り組みを最優先課題にしたいと、こう申し上げたところでございます。松下議員の御指摘の点は、さらに胸におさめてこれから対応してまいりたいと、このように考えております。御理解を賜りたいと思います。

議長（下西淳史君） 追及ございましたらどうぞ。

松下議員。

7番（松下 克君） それでは、行財政改革の問題について申し上げたいと思います。市長は新年度予算をベースに、新たな中期財政見通しを策定して、その後で財政再建プランの策定、そして議会と市民に試案を提示すると、そのようなプロセスをお考えのようでございますが、その目途を教えてやっていただけませんか。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） 私がかねてより、3つの点をセットにして市議会の皆様、そして市民の皆様にお示しをしたいと、こう申し上げておりますのは、まず1つは、これまでの行財政運営のいろいろな問題点、そういうものをまず総括をすると、それも市民の皆様にお示しをするということを申し上げております。これは、これからいろんな御負担もお願いをしていかなければならない状況であるわけでありますから、まずそのことを一つ押さえ

てきちっと市民の皆様にお示しをするということ。それともう一つは、中期の財政見通しを、17年度予算をベースにいたしまして、これも今取り組みを始めているところでございます。それに基づいて財政再建プランを策定をして、この3点をセットでお示しをしたいということを申し上げておまして、今のところその時期は、5月の連休明けごろに地域に出向いて御説明ができるのではないのかなというぐあいに考えております。それまでには議会の皆様にも事前に御説明をさせていただきたい、このように考えております。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

7番。

7番（松下 克君） 申し忘れておりました。目途とともに、さらなる改革ということをおっしゃっております。さらなる改革は、どのような改革を指しておられますか。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） 今、平成15年度から本格的な行財政改革に取り組んで、いろいろお答えをいたしておりますように、私はかなりの行革効果が生まれてきたというぐあいに考えております。しかしながら、これからの国の三位一体のさらなる改革の状況、そして今の長引く景気の低迷による税収等の伸び悩み、これらを考えますと、今、これまでやってきた行財政改革では到底及ばない。さらにこれに上乘せをするような行政改革が当然に求められる、このように考えております。今新たな行政改革大綱をつくっておりますが、それらの項目の中で、さらに徹底した経費の削減、あるいは新たな負担、こういうものがどの程度出てくるのか、今、詳細に検討しておるところでございます。明らかになり次第これは御説明したいと思っております。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

7番。

7番（松下 克君） いずれにしろ、選挙後1年を経過してからの実務というのか、実行段階になってきますね。ましてや政策的な問題といいますか、市民合意が必要であるというような改革によってはまだまだ先にならうかと、私はそのように思うんですよ。準備期間の長短というものが改革の成否を、かぎを握るのではないかと。また、経済環境が余りにも悪化しております。この傾向はますます強まるであろうと、このように見られます。したがって、財政基盤が弱体化することは避けられない。そのような状況の中で、私は前々から申し上げておりますけども、改革はできるだけ早く示して、市民の議論にさらした方がいいんじゃないかと、このようなことを言い続けてまいっております。気持ちはわかっていただけていると思っておりますけども、市長ももう少しこの短縮できないものかどうか、お尋ねいたします。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） もう少しスピードを上げて改革に取り組むべきではないかというお尋ねでありますけども、今、先ほど申し上げましたように、17年度の予算をベースに中期の財政見通しをするということにしております。これはなぜかといいますと、今、1年

1年ごとに、国の三位一体の改革、あるいは経済の状況、これは非常に変化をして、なるべく新しい、なるべく確定したものをもって推計する必要があるということが一つと、それと15年度からの他市に先駆けての本格的な行財政改革取り組んでおりますので、このあたりは私はよそのところよりも少しは余裕を持ってしっかりとした計画、よく議論をして、よく見据えてできる余裕があるのではないのかなと。私は決して時期が遅いとは考えておりませんが、いずれにしても改革はスピーディーにやらなければいけない、このように考えておりますので、御質問の趣旨を体しまして、今後取り組んでいきたいと、このように思っております。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

松下議員。

7番（松下 克君） できるだけ早くされたが私はいいと思います。経済も財政も生き物でございまして、そのところをよく勘案していただきたいと思います。

終わりに当たりまして、私は基金財源の活用と行財政改革による地域再生の戦略、このことを申し上げましたけども、すなわち企業誘致とか大型投資事業とかを支援する財源の創出について提言しました。これは深刻な経済状況にある中で、市民の前途に少しでも光明を見出すための施策はぜひとも必要であるということからでございます。言いかえれば、いかに財政難であっても、あえて財政出動が問われる政治の一番過酷な役割を申し上げました。このことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

休 憩

議長（下西淳史君） ここで休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

（11時37分）

再 開 （13時08分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

午後の会議に水沢健一議員から欠席の通知がありましたので、御報告いたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

永田辰巳議員。

5番（永田辰巳君） 3点質問いたします。

市民参画から始まって協働のまちづくり、全国津々浦々、はやり言葉のごとく急速に広まってまいりました。耳さわりのよい言葉であります、国民の中に十分浸透しておりません。論議が十分なされていないためか、まだその語義の定義もなされておりません。そういう中、当市の17年度予算案には、改革と協働をキーワードとなさっております。私も心地よいネーミングとして感動を覚えたところでもあります。こういう政策上重要な字句については、十分な論議と正しい理解が必要と思われれます。一度でさえ国語力が低下する中、私も読解力の低下を認識しているところでもあります。言葉の意味を正しく理解しない

と、ボタンは最後までかけ違えたままとなってまいります。そこで、二、三質問いたします。

予算説明の中に「協働型の市政」とありますが、その事業は何件あって、総額は幾ら組んでおられますか。また、協働型の市政は、今後どう展開されて、その完成後のイメージをお聞かせいただきたく思います。

施政方針の中に「市民と行政がお互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任を分担しながら」とありますが、その役割と責任を具体的に説明いただきたく思います。

一般的には、協働しながら元気のあるまちづくりに参加しましょうと行政が市民に対して呼びかけるものと解釈していますが、私は昨年、DVの関係の全国大会に参加いたしました。集会の中で、民間NPOが行政に対して協働を持ちかけていました。こういうケースの場合、市長はどうお考えかお聞かせください。同様に、個人が協働を持ちかけてきた場合、どうお考えでしょう。

もう1点。地方分権が進む中、地方自治体は法定受託事務を受けざるを得ない立場にあります。当市にあっても、国あるいは県から委任された事務が多々あるように聞きます。これは国の法律に基づく政令に基づくもので、拒否することはできないものと思っております。

二、三質問いたします。1つ、当市が受託した事務に事務経費がついてきますか。2つ、それに伴って人材の派遣はありますか。3つ、移管された事務について、地方議員がチェックする場が設けてありますか。

行政と議会とは車の両輪の関係とはよく言われますが、この機関委任事務が進められる中、一般的に首長の権限は増大するのであります。一方、それをチェックする立法の側の議会の権能は縮小されるのであります。大きい車輪と小さい車輪とでは、車は真っすぐに進みません。民主主義の原点、三権分立にひずみが来つつあるのであります。この論は一般的にはなじまないのではありますが、一部の法律家の間では危惧されているのであります。この問題は、全国議長会に申し出るのがよかったのか、国会の法務委員会なのか、法務省なのか、総務省なのか、よくわかりませんが、この論を提起していただきたいのであります。一境港市議会議員の私は、そのすべを持ち合わせておりません。現場で法定受託事務を実施なさっている境港市長の御所見をお聞かせください。

もう1点。中海・本庄工区淡水化の中止の決定を見てから、特に中海の水質保全、浄化が注目されてまいりました。特に当市の公共下水道事業の立ちおくれは指摘されています。

私は、平成13年12月議会において、公共下水道と合併処理浄化槽を同列並行して進めんことには、公共下水道が完備されるまでに39年もかかることを指摘しました。答弁は、基本は公共下水道で、合併処理浄化槽はあくまでもそれを補完するものであるとのことでありました。

今ここに来て、この事業の目的は一つ、水質浄化であります。今、地球は、そして日本は、境港市は、そして中海も時を待ってくれません。できるだけ早くその進捗を待ち望ん

でいるのであります。やはり合併処理浄化槽も当市の基本施策事業と位置づけ、公共下水道事業とともにすみ分けしていくなれば、浄化処理普及率も大幅に好転することは論をまたないと思うところであります。合併処理浄化槽推進地区などを設けていくなれば、施策として幅が広がり、市民のニーズにこたえ切れるものと思います。それこそ市民に優しい、環境に優しい、現代風な風格ある施策と思うところでありますが、市長の御所見をお聞かせください。清聴ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 永田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、協働についてお尋ねでございます。協働型の市政とあるが、それは何件あって、総額幾らかというお尋ねでございます。

市民と行政による協働のまちづくりにつきましては、高齢者ふれあいの家事業など、福祉や教育の現場を中心に、既にその取り組みが根づいているものもたくさんございます。平成17年度予算におきましては、これを一層推進するため、まちづくり市民委員会運営事業等、5事業、1,343万円余の事業費を計上しているところでございます。

協働のまちづくりは、今後どう展開し、完成後のイメージをどう描いているかということでございます。これまでもお答えをしておりますので、簡潔に申し上げさせていただきたいと思いますが、協働のまちづくりを進めるには、まず一つには意識改革が必要であると思います。行政の職員も市民の皆さんも共通して考えなくてはいけないことは、まちづくりをともに考え、ともに実践していくという意識を持つことだと思います。2つには、情報公開と説明責任を徹底していくということでもあります。私はこのことなくして市民参画はあり得ないと思います。行政と市民の皆さんが情報を共有しなくては、同じステージでまちづくりを語ることはできません。

完成後のイメージであります。協働が目指す目標は、市民も行政も協力し合ってまちづくりを進め、市民の皆さんにとって、この境港市が住みよいまちで、誇りに思えるまちになることだと、このように考えております。

次に、市民と行政の役割と責任を分担するとあるが、具体的に説明されたいということでもあります。行政の責務としては、情報を積極的に公開し、市民が市政に参加しやすい環境を整えるとともに、公共サービスのあり方について、これまでの既成概念にとらわれず、柔軟に考えていくことが必要であります。

また、市民の役割としては、自分たちのまちに関心を持ち、小さなことでも、みずからができることを考え、行動していくなど、地域の課題解決に積極的にかかわっていくことが大切だと考えております。市民一人一人が市民活動や市政に参加すること、協働する意識を持つことは、これからのまちづくりに欠くことのできない市民の重要な役割であり、権利でもありと考えております。

次に、昨年のDV全国大会でNPO法人のパネリストが行政に対し協働を持ちかけてい

たが、こういうケースで、市長はどう考えるか。また、同様に個人が協働を持ちかけてきた場合どう考えるかということでもあります。

D Vの関係につきましては、市内に事務局を持つN P O法人の皆さんが精力的に活動をされており、私も高く評価をさせていただいているところであります。協働のまちづくりが進みますと、地域の課題を行政に任せるのではなく、市民活動団体が主体的に公益事業に取り組むこととなるわけではありますが、まさにN P O法人の皆さんの活動は理想的なものだと思います。

また、個人との関係ではありますが、例えば天皇道路沿いの住民の皆さんが道路の落ち葉を拾い、ごみ袋に入れて出そうとされていることについて、市で袋を用意することにいたしました。こういうケースも協働のまちづくりのよい形だと、よい例だと、このように思います。いずれにいたしましても、主体的な活動が次々と生まれることを願っております。

次に、法定受託事務について所見を伺うということでもあります。御案内のとおり地方分権一括法の施行に伴い、平成12年度には機関委任事務が廃止をされ、自治事務と法定受託事務という新たな区分に改められました。

法定受託事務は、機関委任事務のときの概念とは違い、法令により初めから地方公共団体の事務として割り振られた事務となります。したがって、法令に反しない限り、条例を制定することが可能になるとともに、議会の権限も、国の安全、個人情報に係る以外のものには原則及ぶこととなっております。これまで以上に地域の事情や住民ニーズ等を的確に反映させた自主的な行政運営を行うことができるようになったと認識をしております。法定受託事務につきましては、事務量に応じ、国から委託金等がありますが、人材の派遣等はございません。

なお、法定受託事務の主なものとしては、戸籍事務、生活保護の決定、実施、国政選挙などがございます。

次に、合併処理浄化槽についてお尋ねでございます。中海の水質浄化を進めるため、合併処理浄化槽の推進地区などを設け、当市の基本施策と位置づけて進めてはどうかということでもあります。

本市の生活排水処理につきましては、住宅が連担している都市形態を考慮いたしまして、公共下水道を基本として、コミュニティープラント及び合併処理浄化槽を補完的に活用して推進しているところであります。

下水道や合併処理浄化槽により生活排水が適正に処理されている市内の人口割合は、平成15年度末で43.9%となっておりますが、平成22年度末には59.4%に達する予定であります。

中海の水質浄化対策につきましては、鳥取、島根両県が平成元年度以降3期にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を総合的、計画的に推進してまいりました。間もなく第4期中海水質保全計画が策定をされまして、下水道の整備や浄化槽の整備はも

ちろん、覆砂や藻場造成による浄化対策や、環境保全型農業の推進による農地系からの汚濁負荷の低減、藻類、貝類等による湖沼生態系回復に向けた調査研究等にも取り組むこととなっております。多様な主体が総合的、計画的に中海の水質浄化対策に取り組み、中海の再生につなげていかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

永田議員。

5番（永田辰巳君） 協働のまちづくりの質問と法定受諾事務については、私の想定内の答弁でありましたので、それと、なお、私と考えを一にするとところがありましたので、再質問はいたしません。

合併処理浄化槽の問題、現在当市において助成がなされとると思います。これは現時点で実績数は幾らで、どういう条件でなされとるかお答えいただきたいと思います。

議長（下西淳史君） 答弁をお願いいたします。

中村市長。

市長（中村勝治君） 産業環境部長の方からお答えをさせていただきます。

議長（下西淳史君） 武良部長。

産業環境部長（武良幹夫君） 市長にかわってお答えをいたします。

平成16年度は9件ということに相なっております。それで、5人槽、7人槽、10人槽という型がございますので、それぞれの補助対象額によりましてやっておりますが、5人槽が37万5,000円、7人槽が43万8,000円、10人槽が55万5,000円と、こういった区分になっておるのが16年度の状況でございます。

それから、15年度の状況を申し上げますと、5人槽が19件、7人槽が10件、10人槽以上が2件、計31件という形になっております。これはそれぞれ境港市の環境白書の中で御報告をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ、永田議員。

5番（永田辰巳君） 質問の内容は、どういう条件でこれをなされるか。新築の建物にも出されるか、あるいは増築だったらどこまでの増築であるのかということをお聞きしたい。

議長（下西淳史君） 答弁をお願いいたします。

武良部長。

産業環境部長（武良幹夫君） 合併浄化槽に補助金を受けられる地域、これから申し上げたいと思います。公共下水道の事業認可区域とコミュニティープラント、これは弥生地区でございますけども、この整備計画地域を除いた地域でございます。

それから、補助を受けられる方、これは、先ほど言いました区域におきまして、既設の住宅、事務所、事業所、その他これらに類する建物に合併浄化槽を設置しようとするもの。これは床面積の合計が10平米以内の増築、改築または移転するものに限るということになってございます。それから、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置するものということになっ

ております。

それで、以前はこの区域でも単独浄化槽というものがございまして、新築をされる際はほとんど補助対象ということにしておりましたけども、15年度より、この区域で新たに、増改築も含まれておりましたけど、新設する部分のみに限定をさせていただいたのが現在に至っておるのが実態でございます。以上です。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ、永田議員。

5番（永田辰巳君） 公共下水道と合併処理浄化槽の処理施設ですね、これを同列の二本立てにしたかどうかという質問に対しては、市長の答弁の中で、あくまでも合併処理浄化槽は補完するものであると答弁されております。これを二本立てにできない理由ですね、合併処理浄化槽を基本に加えられない障害かネックになるものがありましたら、お知らせできたらと思います。

議長（下西淳史君） 答弁できます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 先ほどもお答えしたわけでありましたが、本市は公共下水道を基本にしていくということでありまして、今、産業環境部長もお答えをいたしました。これからは家屋を新築されるところについては、今、単独浄化槽というのはいなくなりました。すべてが合併処理浄化槽をつけられるわけでありまして。あとは改造する場合に合併処理浄化槽というものもあるわけですが、これも単独浄化槽というのはいないわけでありまして、新築、改造、いずれにしてもつける処理の方式は合併処理方式になるわけでありまして、そういう事情もございまして、本市は公共下水道を基本にしていくと、このような方針であることを申し上げたわけでありまして。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

5番（永田辰巳君） ありません。

議長（下西淳史君） 次に、定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） 3月議会に当たり、質問をいたしてまいります。

私は、これまでも事あるたびにごみ問題に触れてまいりましたが、それは日本のごみ排出量が4億5,000万トンにも達し、埋め立て中心、焼却中心のごみ政策が産業廃棄物の不法投棄、有害物質による汚染、大気中に吐き出すCO₂が温暖化の一因ともなるなど、地球環境の問題として待ったなしになっているからです。

また、処理に当たる市町村がごみの有料化に走り、市民は負担にあえぎ、片方で不法投棄が増加し、自治体が住民を、あるいは住民同士が監視し合う、地域社会に新たな困難を強いるほどに、自治体財政の深刻な問題となっているからです。

抜本的な解決策は、国の政策として製品の生産から流通、廃棄の段階まで生産者が責任を負う、ヨーロッパでは当たり前の拡大生産者責任の確立、ごみをもとから絶つ、少なくとも以外にありません。上流でごみになるものをつくり続ける企業の責任をそのままに、下流で出たごみの処理費用をめぐって地方自治体と住民がいがみ合う、この構図を一日も

早く脱却するしかありません。

この一般質問で私は、境港市も参加する広域行政管理組合の新焼却場建設問題に絞って行いますが、それは、財政再建を理由に市民負担やサービスカットを求める市が、水を燃やすに等しい生ごみの分別など、減量化努力はそこそこに、今でも毎年五、六億円というごみ処理費用を一層重くしかねない広域焼却場の建設を進めているからです。この重要な問題が、国の政策変更で今見直すチャンスにあります。今を逃せば手おくれとなりかねないからです。介護保険の改悪、障害者施策の問題など、いろいろ気になる問題はありますけれども、短い質問時間の中で絞らざるを得ません。お許しをいただきたいというふうに思います。

御承知のように政府は、焼却炉建設にかかわって、これまでの補助金制度を廃止し、新年度から循環型社会形成推進交付金制度を創設いたしました。制度の全容はまだ十分には明らかではありませんけれども、相変わらず5万人以上または400平方キロメートル以上を構成する市町村、こういう広域化の路線にはあるものの、まずもって、それぞれの地域で、どう循環型の、つまり燃やすごみ、埋め立てるごみを減らすかが大事なんで、そこを第一にした計画と目標を立てようではないか、そして取り組んだ結果は5年後に検証し合うんですよと、こういうことまで決めて、焼却場も、この地域計画の中でちゃんと位置づけられたものでなければ交付金は出さないよということになりました。

ところが、関係市町村長は、昨年7月に、ごみの将来予測などは見直すけれども、平成23年度稼働の焼却場の建設自体は従来路線のまま進めるとし、候補地の選定作業などを進めています。昨年7月といえば、9月議会で私との論戦でもあったように、処理日量100トン以上、24時間連続運転の炉以外補助金を出さないよという国の方針のもとでしたから、どうこう言ってみたって広域で大型炉しかない、国の補助金が受けられなければしょうがないという論拠にもなったわけですが、今その前提が変わりました。

そこでお尋ねをいたしますが、焼却場建設をめぐるこの情勢の変化は、市町村への周知自身がことしに入ってからですから、全くと言っていいほどごみ減量化への主役である市民には知らされていません。その中でなぜ従来計画のまま建設計画が進められるのでしょうか。新しい制度は、市町村を中心にした減量化への地域計画の策定を求めています。どのように策定されていくのでしょうか。

そして、そこでつくられる地域計画と新焼却場の建設計画とは、どこでリンクをされるのでしょうか。処理すべき可燃ごみの見直しのために、境港市が提出された過去の実績データと提出された減量化計画をお示しください。そこから見通される施設規模と境港市の負担分について、どのように想定されているのかお聞かせください。

その上で、現在施設でいくよりは広域処理の方がよいと判断をされ、推進されているのでしょから、その根拠について伺います。

最初は環境に与える影響評価の問題です。9月議会での私の質問に市長は、広域処理が環境に優しいのだとおっしゃいました。今どんな施策であっても、環境への配慮は大事な

視点であることは論をまちません。しかし、市町村ごとでいこうが広域でいこうが、減らさない限り燃やすごみの総量は変わりませんし、今日の技術水準では、大型炉でも小型炉でも、排出されるガスが環境に与える負荷は変わるものではありません。一本化をすれば24時間連続運転で燃費がよいということはあるかもしれませんが、一方で、今は市内で済んでいる、今度は南部町あたりまでごみを運搬することになります。境港市のごみの移動総量は9倍にもなると試算をされていますが、ガソリンや軽油などの消費量、そこで排出されるCO₂の量など、このことが環境に及ぼす影響、それとの比較検討の結果をお示しをいただきたいと思います。

2番目は、市財政に、そしてまた住民にはね返ってくるコストの問題です。平成14年に19億円をかけて大規模改修もし、大事に使えばまだ10年や15年は使える現在施設を、6年後には廃炉にして、恐らく30億円前後の税金を境港市も負担をすることになると思いますが、南部町に新しい焼却場をつくる。できた暁には、米子を通過して南部町まで境港のごみを運搬することになる。この計画と、従来施設を生かして市内で処理する方針と、中長期的に見てどちらが施設建設コストにおいて、そしてまたランニングコストにおいて効果的なのか、効率的なのか、市財政にとって、市民負担へのはね返りについて、どちらが有利か比較検討された結果をお示しいただきたいと思います。

いや、そういう議論の問題ではなくて、これは広域の選択以外にはないんだというふうにおっしゃるのであるならば、現時点でのその根拠、理由をお示しいただきたいと思います。

以上、お尋ねをし、あとはお答えに沿って問題を深め合ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 定岡議員の御質問にお答えをいたします。

西部広域のごみの焼却場建設問題について何点かお尋ねでございます。

初めに、循環型社会形成推進交付金制度が創設されて、焼却場建設の条件が変化しているのに、市民には周知されていない、その中でなぜ従来どおりの建設計画を進めるかというお尋ねであります。

御指摘のように、三位一体改革に伴い補助金が廃止されて交付金制度が導入されたことにより、対象となるごみ処理施設の建設事業の要件に変更がございました。ただし、現在取り組まれている焼却施設の建設事業の前提条件は、基本的に変わっていないものと考えております。新たな交付金制度の対象要件では、人口5万人以上または面積400平方キロメートル以上の計画対象地域を構成する市町村が環境省、都道府県、関係市町村などを構成員とする協議会を経て作成した循環型社会形成推進地域計画の中に位置づけられた施設である必要があります。

一方、従来の補助対象要件は、1日の処理能力が100トン以上の施設を原則とするが、

広域化計画などに位置づけられているものはこの限りではないというものであります。いずれの要件のもとにおきましても米子市以外の西部市町村が国の補助を受けて単独で焼却施設を設置することが困難であることに変わりはありません。したがって、蒼生会の関連質問でもお答えいたしましたように減量化、リサイクル推進の努力を進めながら適正規模で合理的な施設整備を進めていくべきであると考えております。

次に、新しい制度が求めている減量化への地域計画をどのように策定していくのか、またそれは市民とともにつくる地域計画とどこでリンクするのかというお尋ねであります。先ほどお答えいたしましたように、新施設建設に係る循環型社会形成推進地域計画は、環境省、都道府県、関係市町村などが構成する推進協議会を経て策定するものであり、同時に排出抑制や再使用、リサイクルの推進により循環型社会につながっていくことが求められております。西部広域におかれましては、昨年11月に学識経験者や住民代表、関係市町村の担当課長で構成するごみ減量化推進検討委員会を設置をされました。この中では、新施設建設に向けて関係市町村が取り組む減量化方策などについて調査検討が重ねられており、今月中にその結果がまとめられて委員会から広域の管理者である米子市長に意見書が提出される見込みであると同っております。この意見書を参考にして広域の事務局で今後関係市町村が循環型社会に向けて取り組むべき方策をまとめられて、環境省や鳥取県も加わった先ほどの推進協議会を経て推進計画が策定されるものと考えております。

次に、将来予測を見直すに当たり、改めて広域に提出した実績データやごみ減量化の計画を示されたいということであります。広域事務局に対しましては各市町村が平成15年度までのごみ処理実績や現在取り組んでいる減量化対策について資料を提出しているところであります。本市の可燃ごみについて申し上げますと、平成14年度まで微増か横ばいであったものが平成15年度は減少に転じて、1万2,266トンとなっております。これは昨年度清掃センターに直接搬入されるごみの有料化を導入するとともに、事業系の枝木や生ごみについては民間の堆肥化施設で活用される流れをつくってきたことにより事業者の減量化努力につながったものであると考えております。

また、平成16年度には、市民の皆様の御理解をいただきながら持ち出し用可燃ごみ袋の有料化を始めさせていただき、さらに減量化が図られてきております。本市の今後の方針といたしましては、これらの施策の周知徹底や分別リサイクルのためのサービスの向上、市民へのライフスタイルの見直しの啓発、不法投棄防止対策などを通してさらなる減量化、リサイクルの推進を図りたい旨を報告しております。

次に、市町村の可燃ごみ実績はどれくらいか、推定される施設規模と境港市の負担分をどう想定しているかというお尋ねでございます。平成15年度の米子市を除く西部市町村の可燃ごみの排出実績は、2万8,789トンとなっております。これを含む近年の実績と今後取り組むべき対策を考慮して算出する新施設の整備規模につきましては、現在事務局の方でさまざまな検討を重ねておりまして、まだ公表できる段階ではないと同っております。ところでございます。

次に、今日の技術水準なら小型の焼却炉でも排ガスに変わりはないはずである。加えて境港市のごみを遠くの施設まで運べば二酸化炭素の排出もふえて環境に与える影響の比較の検討も必要であるというお尋ねでございます。御指摘のように小型焼却炉の性能が向上してきていることも事実ではありますが、長い目で周辺環境への影響を考慮した場合、毎日立ち上げと消火を繰り返す小型の焼却炉よりも一定以上のごみを集めて24時間連続運転のできる炉の方がダイオキシンなどの排出も最低限に抑えられるため、環境上より好ましいことには変わりはありません。加えて施設の運営コストも節減できるメリットもあります。また、新施設への運搬の問題につきましては、私も大変大切なことであると考えております。平成13年度に策定された計画の中でも米子市クリーンセンターを広域的に活用して運搬のむだを最小限にする案が掲げられておりますので、こういった観点からの働きかけを積極的に続けてまいる所存であります。

次に、大規模改修を施した清掃センターを大切にすれば10年や15年は使えるのではないか。大金を負担して新施設をつくり、遠くまでごみを運び続けるよりも市内で処理する方が施設コストもランニングコストも効率的ではないか。それでも広域しかないというならその根拠を示されたいということでもあります。確かに清掃センターは平成14年度にダイオキシン対策の改修工事が完了しております、平成23年度よりも幾分長く使うことも可能な要素はございます。しかしながら、西部の他の町の焼却炉はそのあたりが耐用年数の限界に近いと伺っております。また、当市の清掃センターは、あくまで新設炉ではなく改修したものにすぎませんので、御提案のように今後さらに10年、15年も先までとなりますといかに大切に使用していったとしても難しいと言わざるを得ません。今、他町の事情を無視して本市の都合だけで何年か計画をおくらせて本市の都合のよいときになってつき合ってくれということはなかなか言えないのであります。初めにお答えいたしましたように、本市が単独で国の補助を受けながらごみ焼却炉を設置することは新たな交付金制度のもとにおきましても大変困難なことであります。蒼生会の関連質問でもお答えいたしましたように、今本市が進めるべきことは、広域的な見地に立ち、西部の市町村と連携してごみの減量化とリサイクルの推進の努力を一層進めていくとともに適正規模で合理的な施設整備となるようこの事業に積極的な関与を図っていくことである、このように考えております。以上です。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） それでは、ちょっと順次質問させていただきますけれども、最初に、都合のいいときだけ他町の事情を無視するわけにはならないということがありましたので、私は他の町村のことなんかほっとけというつもりで言ってるわけでは全くないんですね。境港のことを考えてりゃいいなんて言ってるんじゃないくて、それぞれの地域で一番いいことがやっぱりその地域、ほかの町村にとっても私いいことだというふうに思うんですよ。そういう道があるんじゃないだろうか、そういう立場で私は言ってるんであって、他の町

村のことなんかほっとけなんて言うつもりは全くありません。

そういう問題としてぜひ御理解いただきたいと思うんですが、本当に広域がそういうことで環境にとっても優しい、それぞれ地域にとってもいいことなんだと言うならば、さっき市長さんおっしゃったけれども、なぜ米子市のクリーンセンターをつくったばかりで、クモの巣が張ってるとは言わないけれどもってある行革審委員の方言ってらっしゃったけれども、まさにその状況、淀江の分を入れたにしてもですよ、そういう状況でそれ横目に見て、この間も出ましたけれども、南部町まで行かなきゃならないのか。本当にそんなことを思うんでしたら、それこそ真剣になって打開する問題ではないですか。それを大山町のごみは今まで境港に運ばせて、今度は南部町だと。そこを見ながらですよ。こういうこと、この不合理は絶対あっちゃならんわけですよ。そういう意味で私は言ってるんであって、決して他の町村のことをもうどうこうではない、知らぬ話だというふうにやっぱり思うんですよ。そういう立場で私は、境港市民の立場で、境港市財政にとって単独で従来の施設を生かした方がいいという意味で、合理的にそういう問題を解決していくという立場に立ってこそお互いの町村の尊敬し合っているわけですよ。そういう問題としてそこはとらえていただきたいというふうに一つは思います。

ちょっと出た話ですから言いますけれども、特に米子のクリーンセンターの、さっき全力で頑張りたいとはおっしゃいましたけれども、あすこをどうやっぱり生かしていくのかということについては、この西部圏域全体の一般廃棄物処理の中で一番合理的に生かしていくかというもんあるわけですから、この点ではやっぱり市長さん、特段にイニシアチブを発揮していただいて、必要ならトップ会談でも申し入れて、これは打開すべきだというふうに私は一つは思うんです。

これちょっと出た話ですので、そこだけにしておきますけれども、一つは、今度の制度の受けとめ方の問題なんですけれども、確かに私も指摘したように広域の条件あるわけですね。5万人以上、400キロ平米以上の面積を構成する市町村とあるわけです。そういう弱点は持っていることは承知しています。

しかし、今度の制度が変わった中心点は一体何かということですよ。そういう意味でいうと、従来ハードだけをそういうふうに対象にしてきたけれども、それではいかなので、やはり全体としてこの地域それぞれどうごみを減らしていくのか。3Rですね、御承知だと思いますけれど、推進要綱の中にちゃんとそれを述べてるわけですよ。それぞれ目標を持って、いつまでにどれだけ減らすのか、それを5年後には点検もするんですよということまで決めている。そういう地域計画つくることを改めて重視してるわけじゃないですか。それに沿った形でないと焼却場建設についても交付金を出さないんですよ、これが今度の制度変更の中心点でしょう。そのところどう受けとめるかという問題なんです。そういう意味でいいますと、従来の広域計画との整合性は問わないんだ。これはそれでいいですよ、問わないんだ。当然尊重してもいいですけども、従来の広域計画を。でもそれにこだわる必要はないんだ。改めて、例えばブロック別にもう一回見直してみたらこの方

がいいとかいうことだってあるんですよ。これはウエストマネジメントという新聞、業界紙ですけれども、ちゃんとそういう解説までしてるわけですよ。そういう目で見て、じゃあ今までの広域計画どうなのか、今進められようとしるのは本当にそれでいいのかという検討は当然あってええではないかと。

人口5万人以上、400平方キロメートル以上という面積要件も、私は県に行っている問い合わせしてみましたよ。県庁に行って。県は、大事なことは循環型の地域をどうつくるかなんだと。そういう人口や面積の要件についても広く広げたいんだというふうに県は言ってるんですよ。ならそこに向かって行きゃいいんじゃないでしょうか。それがもし条件、国がそう言ってるから、県がそう言ってるからそれしかないだよと言うならば、県や国がそういう方向を今日指してるわけですから、こんな方向で相談乗っていただけませんかということが私は市長の仕事じゃないかというふうに思うんですよ。広域がいいというんだったら別ですよ、はなから。広域で断固いくべきだというならそうだけれども、そうじゃないけれども、でも国がそうだ、県がそうだと言ってるから広域しかないんだよと言うならば、そこは向かっていくのが私は市長の、首長の務めではないかというふうに思うんですよ。その点はどうでしょうか。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたします。

私は、何も国が言ってるから、県が言ってるから是が非でも広域だないといけない、このようには言っていないわけでありまして。さきも議会でもお答えいたしましたように、私はやはり米子市のクリーンセンターを除いた他の市町村のごみ処理については、共同をして適正規模の焼却施設をつくってそこで処理をするのが一番適正だないか、こうお答えをしたわけでありまして、いろいろるる定岡議員御指摘がございましたが、いろいろ問題があることは私も認識をいたしております。境港市に限らず他の町村でもごみの減量化には鋭意取り組んでおられるはずでありまして、それらの成果を得られてる思います。そういう実績をもとにしたたり、あるいは今、大山町は境港までごみを運んでおりますが、これが今度は境がそこまで持っていく、こういうようなことが想定されておるわけでありまして、これは大変重要な問題だと私も認識をいたしておりますので、この件については広域の正副管理者会、大いにこの場で議論をして、本来広域行政が求める効率的、合理的な事業の処理とは何かということを議論をして、そのあたりは積極的に関与していきたい、このように思っております。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） 今隣から意見がありましたけれども、そのとおりだと思うので紹介いたしますが、西部広域行政のことの中ではなくて、米子市の問題だ、米子市長との問題だというふうに隣から出ましたけれども、私はやっぱり今本当にそのキーポイントを握っているのは米子市の態度なんですよ。そのところはぜひ超えていただきたいというふう

に思いますが。

いや、決して国、県の言いなりだからそれでやってんじゃない。本気で広域がいいと思うからそうなんだと、簡単に言えばそういう選択をなさったんだということだというふうに思うんですが、そうなりますとなぜやっぱり広域なのかという議論に次移りますけれども、一つ、その前に前提となる施設規模の問題なんですけど、今まだ検討中というふうな話が出ましたけれども、ただ、今、境港のごみ量等々の報告を聞きますと、全体として平成13年度に決めた施設規模とそう大きくは変わるものではないだろうというふうに思うんですけど、そんなようなことですよ。違うですか。じゃあ、そこを。そんな幅はどの程度かわかりませんが、そう大きくは、何十トンも変わるというふうなものじゃないだろうというふうに思うんですが、どうでしょう。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたします。

当初13年度に想定したものと現在とはそう大きくは変わらないというぐあいに認識しております。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） そんな状況だろうというふうに思うんです。その中で施設規模にかかわってごみの減量化の取り組みとの関係なんですね。広域で今検討されとる、さっき今月中に報告がまとまるというふうに出ましたけれども、この今の議論でいうと減量化の動きが5%だというふうに言うんですね。いつまでの5%なのかと聞いたら、広域の方にですけれども、23年から始まって29年までだと。何と今から13年もあるわけですよ。13年かかって減量化達成するのが5%だというどうも計画なんですね。これはその検討委員会がそういう資料をまとめてるわけですから、その中で出てる数字ですから、改めてお答え要りませんが、そういうことなんです。一つは、県、御承知のように今環境立県を言って、2月の16日にアクションプログラムを発表いたしまして、いろんなことを決めてるわけですが、一般廃棄物についても平成19年までに3年間で13年度と比べて10%削減するんだ、こう決めてるわけですね、アクションプログラムで。リサイクル率を現在の14%から40%を目指す、こういうふうに言ってるわけですね。目標だと言い切ってしまうんですか。これは決めただけの話で目標だけだわいと言っちゃうんですか。これはどこがやるかといったら、県だけがやるわけじゃないですね。市町村がやらなければできない仕事ですよ。それとの関係でなぜ5%なのか。私だって簡単にそこで決めさえすりゃできるとは言いませんよ。思いませんよ。ですけれども、一体この乖離は何ですかというふうに思うんですよ。

それからもう一つ、境港市は、さっきも減量化でいろいろ取り組みの方向をおっしゃいましたけれども、まず生ごみの分別収集ですね、これに着手することは決めたわけですね。

今年度の予算にもその準備の経費が入っているということですよ。生ごみは可燃物のざっと40%占めていますよね。よくこの生ごみの問題言うと、販路のことが、つくった堆肥がそうそうはけないんだということがよく出るんで、私、山陰エコシステムに行って聞いてきましたけれども、今は日量18トン処理しているんだそうですけれども、全部はけて、あと7トンは大丈夫だ、行き先が十分ある。それを処理できる。7トンといたら、年間2,000トンですよ。年間2,000トンの生ごみが今すぐでも処理できる。2,000トンというと、さっき言いました今の可燃物が1万2,000トン何がしですから、年間の、20%近いでしょう。ここの取り組みというのは確かに、大変な問題ではあるけれども、住民合意ができてそういうシステムができさえすればこれ数年でできるんじゃないですか、大方のところは。十分徹底し切るということは大変であるかもしれませんが、大方のところは数年で私はできると思うんですよ。そう思いませんか。それとの関係じゃあ何で5%なんかな。もっとそういう取り組みを市町村がやるならば、できるんじゃないでしょうか、もっと小さくすることが。そういうあるいは地域の減量化計画を改めて明確にするということを今求めているんでしょ、改めて。そこをきちんとするということが最初じゃないでしょうかというふうに思うんですけども、そこら辺のことをどんなふうに御理解いただけるでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 重ねてのお尋ねでございますが、この5%削減につきましては、かつての国の補助基準が少なくとも5%削減というような条件がついておったようであります。これと県のアクションプログラムとの乖離はどうかということではありますが、鳥取県におかれては大変大きな削減目標を立てられております。正直かなり高い割合の率を目標に定めておられます。このことは正直申し上げてお答えしたいと思いますが、いずれにしてもごみ処理の問題につきましては、先ほど申し上げましたように各市町村が最大限の減量の努力をして、ごみの分別も進めながら少しでもごみの量を少なくして、それを共同の処理施設に持っていくということが望ましいと思うんですね。例えば今御指摘がありました、民間の廃棄物の事業者にかなりの部分がゆだねられるのではないかとというようなお話もございましたが、これはあくまでも民間でありまして、一般廃棄物の処理の責任が私どもの市町村に課せられているものであります。民間というのは、なかなか景気の状態や経済の状況によってはいろいろ変動もあるのもまた事実であります。そこら辺のことも考慮になって固有の事務になってるわけです。一般廃棄物につきましてはですね。それらをいろいろ総合的に勘案をしましても先ほど申し上げましたように米子市のクリーンセンターを除く旧のあとの13市町村でできる努力は最大限にして、それで適正規模の施設を建設をし、処理をするというのが望ましいというぐあいに考えております。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

定岡議員。

6番(定岡敏行君) 国の補助基準が5%だったから5%ってじゃあ載ってるわけなんですね。私は、そういう議論が納得できないんですよ。これどれだけ真剣にじゃあこの間そういうことを考えてきたんですか。それぞれの市町村が精いっぱいやってきたからというふうにおっしゃるけれども、私がさっき生ごみのことを上げたのは、私、現実できる話だというふうに思うんですよ。この数年間で住民合意、本気で取り組めば、システム自体ができれば大方のことはできるんですよ、これは。民間だとおっしゃるけれども、行政にもいろんな公的な責任をどんどん民間にしようと片方でやってらっしゃるものを、そういうしかし民間で頑張ってるところを、やろうと言ってるものそういうこと言うことないじゃないですか。そこは逆さまだと、私は考え方思うんですよ。そういう可能性があるならばやる。2,000トンできるだけですよ。2,000トンできるだけで広域全体の6%になりますよ。既にこれ確保できるんですよ、29年待たなくたって。もっとほかのことをみんなでやれば、何ぼでももっと減量化の道あるんじゃないでしょうか。月末に出るとおっしゃったけれども、その検討委員会のまとめの素案ですよ、そういうごみの減量化については、ある程度の水準に達成しているものと思われる、こう書いてるんですよ。もうこれ以上先はそれはできんだろうと。そんなことに乗ってるわけですか、じゃあ、市長さんは。いや、そういうことになっちゃうでしょう。私はその辺のことがどれほど真剣に議論されてきたかというふうに考えられない。それをこれから100億も使う事業ですよ、ざっと。扱う人の仕事の仕方かと思うんですけど、どうですか、じゃあ。

議長(下西淳史君) 中村市長。

市長(中村勝治君) 定岡議員が一つ一つおっしゃるのもっともな御指摘でございます。先ほど申しあげましたように、ごみのさらなる減量化をして米子市以外の市町村のごみを処理する規模がどのあたりが適正かということは先ほど申しあげましたように正副管理者会の場でそういうことも含めてこの広域の新しいごみの焼却施設の件につきましては議論を私の方から出していききたい、このように考えます。以上であります。

議長(下西淳史君) 追及どうぞ。

定岡議員。

6番(定岡敏行君) 次のコストの問題にちょっと移りますけれども、大きい方が安いんだろうという一般的なお話なんですけれども、私としてはもっと具体的なやっぱり検討、本当に今の従来施設を生かしていくことでは一体どうなりそうなんか、いつ幾らぐらい要ることになりそうなんかと。広域でいけばそここのところはこうなりそうだが、だからこっちの方が安いのではないか、選択肢としていいのではないかという御答弁というのが欲しいんですけども、そんなんじゃないんですね。そうやってこういうやり方でこの10年近く、平成9年に厚生省がああいう方針を決めてから100億、200億つき込むような巨大施設があらこちらでつくられてきたんですよ、そういう方針のもとで。その結果、建設コストはじゃあ下がったか。これは調査資料があるんですけども、一向に下がってないんですよ。トン当たり5,000万、6,000万という、場合によっちゃ7,000万円、

トン当たりという施設まで、ばか高いそういう税金が結果的にはああいう大手の焼却炉メーカーにどんどん流れ込んでいったんですよ。決して下がとらんのです。片方で大手ではないけれども、焼却炉の専門メーカーというのもあるんですよ。専門、専らそればかりやとるメーカーがですね。こういうところは既存施設も生かして、それぞれの今ある施設をどう生かしたら一番効果的にできるかということを考えたりして、自治体と一緒にあって、あるいは自治体の側も、過去のそういう納入実績をいろいろ調べたりして指名競争入札なんかやったりして非常に安く、トン当たり4,000万、中には2,000万というところもあるんですよ、納入させた、立派に稼働してる、施設運営している、こういうところも出てきてるんですよ。もし新しくつくとすると、土地も買わにゃいけんでしょ。南部町あたりにね。その分も境負担するわけでしょう。境のことだけ言いますけど。これをまたそこへやるときは中継基地にせんといけんでしょ。まさか1トン、2トン車がどんとどんとら走るといふわけにはなりませんからね。今ある焼却場壊して中継基地にせんといけんですね。灰溶に費用がかかりますね。灰溶がばか高いんですよ、これが解体工事が。米子市もそれができんから、ほって投げでしょ。これは幾らかかるんですか。そして中継基地つくらんといけんですね。これは全部境持ちですよね。広域の予算の中に入りませんよね。それらは全部境港持ち。それでも広域の方が安いという結論を出せとおっしゃるならば、今の私の質問を超えてこうだという御答弁を私はいただきたいというふうに思うんです。でなければ市民は納得できないだろうというふうに思います。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

武良環境部長。

産業環境部長（武良幹夫君） 積算の関係でございますけども、まず最初に、あくまでも試算の一例ということで御理解をいただきたいと思っておりますけども、これは西部広域の試算ということじゃなしに境港市独自で試算をしたということの御理解をいただきたいと思っておりますが、平成13年度に作成された計画でいいますと、おおよそ140トン程度の規模の施設を想定した場合、近年の事例を、先ほど単価等を言われましたけども、この事例を参考にいたしますと70億円程度はかかるのではと積算ができるわけでございます。

それでいろんな、ここは可燃ごみと下水道汚泥の部分を占めますので、不確定な要素が多いわけでございますけども、現在の補助制度、それから交付税の算入、これがそのまま続くという仮定のもとで大変大ざっぱな試算いたしますと、計画全体で交付税算入額を控除した境港市の一般財源負担額は約12億程度になるという試算結果をいただいております。

それでそれから今現在の焼却施設の解体がということでございますけども、これも本当に大ざっぱな数字でございますけども、5億円程度はという予測をいたしております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） 広域でやるときに12億円ですか、境の負担が。私は、今までの市の皆さんからのお話の中では今までの灰溶融炉のときの負担割合に応じて考えればざっと27億円ぐらいいかないふうに、答弁12億円なんですね、ざっと。そうですか。安いかな、そちらの方が。というのはちょっと冗談ですけども、解体費用5億円。私は、平成29年まで例えば今の境港の炉を大事にすれば使えるだろう。そういうふうに大事に使っていかなきゃなりませんからね。そのころに一体幾らで境だけの単独で直すことができるかというふうに考えれば、私は恐らく20数億円でできるだろうと、流れからいってですよ。今の価格でいってもそれぐらいの規模であればできるわけです。そういうことで計算をすると、今12億円と言われましたから、これはちょっと参っちゃいますけれども、それが事実だとすればですよ、私はちょっと灰溶融炉のときの負担割合からいってちょっと納得しがたいんですけども、そういういずれにしても比較検討というのは十分にされなきゃならないし、市民に対しても説明されなきゃならないというふうに思うんですね。そのことだけは申し上げておきたいというふうに思うんです。

同時に、建てたら終わりではありませんね。ランニングコストの問題です。これもいろいろ御試算がじゃああると思いますから、最初にもうちょっとさっきの答弁を超えて御答弁いただけませんか、ランニングコストについての比較検討。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

武良産業環境部長。

産業環境部長（武良幹夫君） 先ほど私が約12億円程度になるという試算結果を申し上げましたのは、交付税算入額を控除した境港市の一般財源の負担だということで御理解をいただきたいと思います。その交付税算入額を含むということになりますと、19億から20億程度であろうというふうに推定されます。

それからちょっとランニングコストにつきましては、担当課長の方からひとつ答弁させたいと思います。

議長（下西淳史君） 渡辺環境防災課長。

環境防災課長（渡辺恵吾君） 広域化後の維持管理費については、先ほどの大ざっぱな比較もなかなか難しいところはあるんですけども、複数の施設が一つになってもそう張りつく人間がふえるわけでもないことを考慮すると、今の清掃センターで本市が負担している以上の維持管理費は生じてこないのではないかなとは考えております。ただ、先ほど御指摘があったような運搬の件については別の問題になると考えております。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） 維持管理費用ですけども、大きい方が安いということについては一般論としてはわからない話じゃないわけですけど、どっかの巨大施設は正月7日には決まって故障する。わかりますね。日立がたしか3億円をかけて新しく補修しなければならんということが起きてるわけですよ。

そして私、もう一つ検討してみたいのは、そういうじゃあ何かがあったとき一体どうなるのか、大きな施設一つだということになると。広域化でした場合、例えば災害時、あすこがじゃあ壊れたらどうなりますかという問題はどう議論をされてるのでしょうか。今のようにあちらこちらに分散してあることの方がいざのときになって応援し合えるわけですよ。しかもはなから24時間連続運転で計算をして運転をしてれば、例えば西部地震のときだって大きな焼却需要が起きたじゃないですか、そういうときに対応できないわけですよ、24時間連続運転でもうはなからやれば。今、境は16時間です。ほかの町村はほぼ8時間です。何ほでも余裕が、フレキシブルに対応できるじゃないですか。そういうこととの関係はじゃあどのようにクリアをされてそういうことになったのかということがあります。

運搬費用の問題ですが、これはちょっと数字が出ないんで、私なりに米子の下水道汚泥の輸送費、検討してるんで、その数字をもらってみました。境港市の現在の下水道汚泥の委託してる分の費用ですね、いただきました。私なりに試算してみると、年間4,000万円前後になるんじゃないでしょうか、新しく発生する運搬費用が、その分で。それは十分検討の上そのようになるんでしょうか。こういう判断になるんでしょうか。それに今の市内収集でも2億1,700万ぐらい毎年かかっているわけですから、これが2億6,000万、2億7,000万になるわけですよ、ということとの関係はどのようにお考えかをじゃあ御説明してください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

武良産業環境部長。

産業環境部長（武良幹夫君） まず最初に、災害時の件がございましたので、災害時につきましてはやはり一時的には米子市、松江市、周辺の公共的なそういった清掃センターを使わせていただくことになろうかと思えます。さらには、境港市の場合はちょうど潮見町に民間の施設もございますので、そういった民間の施設も活用しながら災害時の対応は考えないといけないじゃないかというふうに考えております。

それと運送費等のコストの部分でございますけども、ちょっと計数につきましては今すぐということにはなりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） 私は、いずれにしてもそういう本当にこれだけ大きな事業で市民の税金を使って事をやろうというときに、そういう真摯な比較検討をやっぴり十分ではないというふうに思いますけど。

もう一つは、減量化の取り組みとの関係、私がそこそこだといつも言うと、渡辺さんたち相当目くじら立てられるかもしれんけれども、しかし私に言わせていただければやっぱりそこそこですよ。何がそこそこかといえば皆さんの努力を知らないわけじゃないんですよ、御苦勞を。何がそこそこかといえば、構えと考え方なんですよ、そこそこなのは。私

は、そこら辺が変われば、境港市は資源化率では県内のいいところってんじゃないですか。そういう行政今までやってきた経験を持ってるんですよ。力も持ってるんですよ。あの時期本当にたび重なる住民説明会をやって住民協力を得て、そういうふうに前進してきたわけですよ。そういう力をなぜ今こその大事の前にじゃあ生かそうとしないのか。今一体、生ごみのことだってそういうふうに考えればクリアできるんじゃないですか。それだけで6%ですよ。なのになぜ5%のこれをそのまま、まあそげなもんだわいでと言ったらまた怒られるかな。そうはおっしゃらないでしょうからいいですけども、そういう臨み方ではならんのだというふうに思います。

そういう意味で私は真剣に改めて再検討をしていただきたいと思うし、もう一つ、最後に申し上げたいのは、このことが条件はそう変わってないとおっしゃるけれども、冒頭に私が言いましたようにやっぱり中心点が変わったんですよ、今度の国のこのことに対してでもですね。改めて地域計画つくろうじゃないかとなったんでしょう、そこは。だとすると住民ともっとそのところを相談し合うということがなしに何で協働なんですか、繰り返し市長がおっしゃるような。このこと自体まだ知られてないんですよ。ただ、多くの市民は、定岡さん、いろんなこと言っちゃうけど、100トン以上だなきゃできんもんどうすうだいと思ってんじゃないですか。しかし、変わったんでしょう、そこは。いや、変わったんですよ。県だって対応すると言ってるわけですよ。それでいけないだったら変えるというならば、そこへ向かっていけばいいことじゃないですか、可能性があるならば。そういうことなんであって、やはりそこが十分に説明されないまま事がどんどん進むということでは絶対だめだ。私は、そういう意味で一たん白紙に戻してでもそこをもう一回考えていただく機会に今回していただいけませんかいうふうに思うんですけども、最後じゃあ御答弁をお願いして終わりたいと思います。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） この問題につきましては、定岡議員さんが大変本当に御心配をいただいております。一つ一つ御意見いただきましたが、例えば減量化については今後もさらに取り組んでいくということ、それから新しい新焼却施設を建設して中継基地をつかって運搬費をかけてそちらへ持っていく、あるいは境港市で新たに作った場合どうなるのか、そういうようなことも大体の想定をしておりますが、さらにきちっとしてそのあたりも整理をして再度といいますか、さらに検討を詰めていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたようにこの問題大変どこの市町村にとっても大きな問題でありますから、正副管理者会で私は私の立場でこのことを申し上げて、大いに議論をして詰めていきたい、このように思います。

議長（下西淳史君） 次に、平松謙治議員。

3番（平松謙治君） さて、中村市長におかれましては、年度途中からの市長就任で、16年度においては既に定められた予算の中、中村カラーを出すのに苦労されたことと思います。そして本3月議会でいよいよ中村カラーを前面に出した平成17年度の政策、そ

して予算が示されています。私も初めての当初予算審議に当たり、改めて身の引き締まる思いです。

それでは、3月定例議会に当たり質問をさせていただきます。

さて、本3月議会は、新年度の政策、予算を決定する重要な会議であり、それと同時に今までに行った政策を検証し、新たな政策に生かす会議であると思います。

そこでまず、さきに行われた施政方針演説に関連して質問させていただきます。

施政方針の行財政改革の中で、平成15年度から平成16年度の2年間で約12億円の歳出削減が図られたと述べておられます。金銭的な結果は数値として明らかに示されているわけですが、その実質的な効果、市民の理解度、問題点など市長として行革を行った結果に対しての評価や現状認識をお話しいただきたいと思います。

具体的には何点かあります。順を追って御質問いたします。

まず、収入役を置かないこと。正式には4月からの施行になりますが、現在収入役をなくし、その職務を出納室長が行っていると思います。出納室長の責任や負担が多くなり、問題などが発生してないか、現在までの現状認識をお答えください。

次に、職員さんの給与削減と職員数の削減について。職員さんの給与削減による意識低下など問題が起きていないのか、職員さんの勤務に過度の負担が起きていないか、また同じく外郭団体の人員削減についても職務の負担が起きていないのか、現状認識をお答えいただきたいと思います。

そしてごみ袋の有料化に対して市民の皆様の理解度は合格点なのか。今までに行った政策を検証する意味で市長の評価をお話してください。

次に、今後の行財政改革について質問いたします。施政方針の中に平成17年度予算をベースにして新たに中期財政見通しを立て、財政再建プランを取りまとめるとおっしゃっておられます。この財政再建プランは、いつを目標に取りまとめを進めておられますでしょうか。また、新たな行政大綱についてもいつをお考えでしょうか、お答えください。

次に、スポーツ振興、総合型地域スポーツクラブについての質問を用意しておりましたが、さきの黒目議員の質問で十分な理解が得られましたので、今回は割愛させていただきます。

なお、このスポーツクラブに関して現在1団体が設立に向け頑張っておられると聞いております。市行政としても団体の自発性、自立性を尊重し、設立に向けて御尽力いただきたいと思います。

次に、市民参画に関連して市長の考えをお伺いします。

施政方針の中でお話しになっているよう、協働のまちづくり推進懇談会や公聴事業を実施し、市長の目標としている協働のまちづくりが一步一步着実に進んでいるように感じております。そして平成17年度に新設を計画している（仮称）まちづくり市民委員会や（仮称）市民活動センターなど組織や施設として形になってあらわれていることを大変喜ばしく感じております。

さて、前回の12月議会で市民参画のまちづくりについて質問をさせていただきましたが、その中で市民参画の形として行政が主体的に行うことは委託、市民が主体となって行うものには補助、対等な関係は共催という考え方をお示しになりました。この市民委員会や市民活動センターは、行政との関係をどのような位置づけで考えていらっしゃいますでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

次に、市のホームページに平成17年度予算編成の状況が公表されています。その中で既存の制度としてある緑と文化のまちづくり助成事業と新設の市民活動促進支援事業が当初おのおの別の事業として予算計上されておりましたが、これを市長査定において一本化されております。その理由をお聞かせください。

同じくホームページの予算編成状況についてですが、中浜港整備事業について国・県事業の関連から平成18年度にスライドという表現がされており、平成17年度、来年度においては市長査定はゼロの査定となっています。この査定は、平成18年度に実施を考えているということでのゼロであって、事業自体を行わないという意味ではないとは思いますが、財政課長・総務部長調整後の金額欄が保留ではなくゼロとなっているので、市長の考えを確認する意味で御質問をさせていただきます。平成17年度当初予算時点では平成18年度にこの中浜港整備事業を実施する考えであると認識してよろしいでしょうか、御回答をお願いいたします。

次に、9月市議会において要望させていただいたことについて関連して質問させていただきます。

9月議会において税徴収の取り組みについて質問をさせていただきました。その回答として、県や西部の市町村と広域での税徴収について現在検討しているとのことでした。その後の進展について現状をお聞かせください。

同じく9月議会において外江町の高潮対策について質問をさせていただきました。その中で地域の皆さんに行政の対応を知っていただき、少しでも安心していただくために高潮対策のマニュアルを地域の皆様に御説明していただきたいという要望を述べさせていただきました。平成17年度には、同じ外江町の西海岸にも高潮対策のかま場を設置する計画があると思います。市民の皆様は行政の活動を知っていただくことが市民と行政の信頼関係において重要であると思います。今までにこの要望をさせていただいた高潮対策について住民説明を行ったのか、また今後行うのかどうか、御回答をお願いいたします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 平松議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、行政改革による実質的な効果、市民の理解、問題点など結果に対しての評価や現状認識を伺うということでもあります。6項目御質問をいただきましたが、順次お答えをいたします。

初めに、収入役不在の期間につきましては、8月から出納室長がその職務を代理して

おりますが、この4月からは助役が収入役の事務を兼掌することになっております。

そして職員給与と職員数の削減についてであります。これまで意識の低下などの問題は起きておりませんし、残業時間数が最大時と比較してかなり減少しているなど職員からの協力を得て大きな成果を上げている、このように考えております。

外郭団体の人員削減につきましては、退職者の不補充または職員をパート化するなど施設運営に支障のない範囲で取り組んでいただいております。

ごみの有料化につきましては、平成16年10月の導入に当たり、市内71カ所での説明会のほか出前座談会の実施などにより周知と協力をお願いに出向きました。市民の皆様には御理解をいただき、ごみの減量化にも大変大きな御協力をいただいているところであります。

行財政改革につきましては、市民の皆様にも御負担をお願いしたところでありますが、各種の事業も順調に進んでいることから、一定の御理解はいただいているものと、このように考えております。

このほか財政再建プランの策定期間につきましては、中期財政見通しによる財政状況を踏まえまして5月の連休明けまでには策定をしたい、このように考えております。

なお、新たな行政改革大綱につきましては、現在策定を終えたところであります。

次に、市民参画について、市民委員会や市民活動センターは行政との関係はどのような位置づけとすればよいかというお尋ねであります。12月議会でもお答えいたしました補助や委託、共催という区分は、行政が市民活動団体等との協働を行う場合の形態をあらわしたものでございまして、役割分担や経費負担などの責任を示すものでございます。

まちづくり市民委員会や（仮称）市民活動センターの行政との関係ですが、これは永田議員の質問にお答えしたところですが、協働のまちづくりを進めるための行政の責務としては情報を積極的に提供し、市民が市政に参加しやすい環境整備をまず整えることが必要であると考えておまして、まちづくり市民委員会、（仮称）市民活動センターにつきましては、市民参加のシステムづくりを進めるための環境整備、または基本的な施策であると御理解いただきたいと思います。

次に、平成17年度の予算編成過程について、緑と文化のまちづくり助成事業と市民活動促進支援事業が市長査定において一本化された理由はということと中浜港整備事業は国・県事業との関連から平成18年度にスライドと表現されている。平成17年度当初予算時点では平成18年度に実施する考えであると認識でよいかというお尋ねでございます。市民活動促進支援事業は、市民団体が行う広域活動に対し補助を行い、活動の活性化を図るものでございまして、その範疇はまちづくり、教育、福祉、環境等広範囲にわたり、緑と文化のまちづくり助成事業も包含していることから事業の一本化を図ったものでございます。

次に、中浜港整備事業につきましては、蒼生会の関連質問にお答えいたしましたとおり国・県事業の進捗状況を確認し、現時点では平成18年度に着手したいと考えており

ます。

最後に、9月議会での要望についてであります。

広域による税徴収の検討のその後の進展はというお尋ねでございます。地方分権時代の市町村税務の執行体制を考えるために平成12年7月に鳥取県主催による市町村税務の広域的取り組みに関する研修会が開催されまして、その後、税務事務の広域化について検討するため西部地区市町村税務事務広域化研究会が発足をいたしました。具体的な内容について検討する段階で鳥取県西部地震の発生や市町村合併の問題により研究会の開催が中断をされております。なお、広域徴収につきましては、引き続き研究をしていきたいと考えております。

次に、外江町高潮対策について今までに住民説明を行ったのかどうかということでございます。これまで高潮被害を受けられた外江町北海岸沿いの方々につきましては、現地において対応策の御説明をいたしたところであります。

また、外江町西海岸においても高潮被害がありましたので、新年度にかま場等の設置工事を行う予定としておりまして、工事着工前には北海岸も含めた地区自治会の皆様に対して高潮への対応方針や工事内容につきまして十分な御説明をいたしたいと考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 本3月議会から一問一答方式になりましたので、テンポよく質問させていただくよう努力してまいりたいと思います。

まず初めに、外江町高潮対策についての追及質問させていただきますが、恒久的な対策として護岸整備が必要であるという認識を9月議会で示していただいております。それで、ただこれが県の管轄ということで、県に要望していただくということでしたが、実際県に要望して、県の回答はどのような状態だったか御回答をお願いします。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 境港管理組合の方にその旨を申しまして、管理組合の方では調査を実施をしたいという回答をいただいております。実施時期等につきましては予算の関係もございまして明確な返事はいただいておりますが、調査をしたいという返事をもらっております。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） ありがとうございます。今後ともこの高潮対策については引き続き県の方に要望していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、行財政改革について質問させていただきます。行財政改革の大綱はほぼ完成してあるということでした。この大綱をもとに実際の実施計画をつくられると思いますが、

その実施計画がいつごろ示される予定でしょうか、お答えください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 大綱につきましては今策定したと申し上げました。つまりその実施計画というのがこれまでお話ししております財政再建プラン、こういうことになるわけでありまして、行革大綱につきましては、改革を行う項目を考えられるものを表現しておるわけでありまして、財政再建プランにつきましては中期財政見通しを立ててどの程度の財政状況になるかということを見据えて、今の平松議員がおっしゃるような実施計画のようなものを立てて対応するというところでございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） ありがとうございます。

そうしますと、この財政再建プランが実施計画になるということですが、この実施計画の中に数値的な目標というものは示されるのかどうか。前回の行政改革大綱の基本方針の中に数値目標の設定等による事業評価の手法を検討するとあります。このたびの財政再建プランではその数値目標というものがどのようなものであらわされるか、簡単に御説明いただければと思います。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） ですから財政再建プランの中でいろいろ行財政改革の項目を上げて、これを年次的に、これがどういう行革効果を生むのか、そういう金額を出しまして、それで最終的に赤字がどの程度になるのか、そういうものを立てていくわけですから、当然それぞれの項目ごとに削減額を目標定めてやるということでありまして。

議長（下西淳史君） 追及ありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 前回つくられた実施計画の中には数値として表現しにくいものもあったと思います。職員さんの意識ですとか、そういうものに関してはどのような数値目標といえますか、評価基準をお考えでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） ですから数値目標が定められないものもあるわけでありまして、そういうものについては例えば職員の意識改革という項目であればどのような取り組みをするのか、そういうものを詳細に計画をしていくということになろうかと思っております。

議長（下西淳史君） 追及ありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） ありがとうございます。

熊本市の行政の話をちょっとさせてもらいますけども、熊本市の行政評価システムとし

てP D C Aサイクルというものがございます。皆さん経営者の方御存じだと思いますけど、プラン、Pですね、計画、目標を立て、D、ドゥーは行動し、C、チェック、目標と結果を比較評価し、A、アクション、対処をする、この一連の流れですけども、このような評価システムを熊本市はとっておられます。それで先ほど言いました数値化できないものに関して熊本市さんの場合には、市民意識などに関してはアンケートを実施したりですか、具体的な数値として目標設定をされ、それを実際に評価として上げておられます。

なかなか従来の施策においてどうしてもプラン立てて、ドゥー、行って、それでチェックが不十分じゃないかなという私は認識を持っております。これはやっぱり目標の数値化が図られてないという点もあると思いますし、あとアクション、改善に至っては、市長の施政方針にもありましたけども固定した価値観であったり前例というものがどうしても足かせになってると思いますので、ぜひともこのような方法というのでも検討していただきたいと思います。

それと余談になりますけども、平成17年度外部監査制度が導入されます。このように上がっておりますけども、ぜひともこの外部監査制度がチェックで終わらなく、アクション、そして次のプラン、ドゥーにつながるような形になっていただきたいと思います。

続きまして質問させていただきます。市民活動センターについてですが、現在あすこは調理場等の設備があると思いますけども、市のホームページの予算要求の中で99万4,000円でしょうかね、予算が計上されております。このような調理設備がありますけども、この99万4,000円を使って整備するとどのような整備がされるか、御回答ください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） もとは御案内のようにレストランとして使用していたものであります。排煙装置であるとかいろんな管が随分食堂の厨房の方に入っております。まずこういうものはすべて撤去をしてきれいにしまして、あとは天井や側面の壁をきれいに張りかえたり、こういう事業費であります。あとは若干の備品が入っておるということであります。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 先ほどの99万4,000円の予算ですけども、これに関して市民の皆様、要はこの市民活動センターの計画段階において市民の意見というのは生かされますでしょうか。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） これは本格的に市民の皆様のお意見を拝聴するというのはこれからでございます。特にとにかくあすこのレストランの中を大変、今廃業されてから1年、大方近くなりますんで、相当傷んでるわけであります。まずはどういう利用をするにして

も中をきちっと使えるような形にするということがまず一つでありまして、今のNPOの皆さんや市民活動団体の皆さんとの会合の中あるいは行財政改革推進委員会の中、そういう中でもいろいろどういう活用方法がいいだろうかというお話は聞いておりまして、皆さんいろいろ提言書をそれぞれ出されて、それらも今参考にさせていただこうかなというぐあいに思っているところであります。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 市民活動センターも市民の皆様の主体的な場ということでされる。それで予算組みと計画といった部分での市民の意見を先にもらうのか後にもらうのかの違いではあるんですけども、こういう予算組みをされる場合において市民の意見が反映されずに先に予算が出てくるのはどうかなと思い、質問させていただきました。

この市民活動センターは、大変立地条件のいい場所であると思います。ぜひ、長谷議員の質問のときにもありましたけども、この運営のあり方、役割、責任、そして市民の団体の主体性、自主性を発揮できるような形で進めていただきたいと思います。

続いて質問させていただきます。市民委員会の方ですが、市民委員会について関連して質問させていただきます。平成15年度に設立された行財政改革推進委員会で当初質問があったことについてなんですが、市民の声を反映させるために勧告といった権限はないのかというような質問がその委員会でありました。この市民委員会の位置づけ、役割を教えてください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） この市民委員会の役割といいますか、そういうもの想定いたしておりますのは、それぞれの分野別の委員会となりますので、その分野において行政の仕事をまずいろいろ御理解いただくことも必要でありましょうし、それからいろんな事業を企画立案していくわけでありまして。このときから主体的にかかわっていただいて、そして最終的にはこの事業の評価というか、そういうところまでかかわっていただければ本当に理想であるなというぐあいに思います。これには先ほど大変労力と時間がかかるものであるという御指摘をいただいておりますけれども、これは取り組みをしないことにはこの市民参画は前に進まないわけでありまして、そういう大変な仕事でありますけれども、これを何とかクリアしていきたい、このように考えてるわけでありまして。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） さきの市民活動センターもですし、市民委員会もですし、基本的に委員会のメンバーの参画意識、そしてそこから波及する市民への参画意識の広がりというもの基本的な求められてる事業だと思います。ぜひともそういう観点においてさきに話しましたPDCAサイクルなど評価システムというものはその委員会メンバーに対しても

大変意識高揚を図れるような制度といえますか、考え方だと思いますので、御検討いただきたいと思ひます。

続いて質問させていただきます。緑と文化のまちづくり事業と市民活動支援事業についてなんですが、当初予算では210万円の予算要求されておりますけども、緑と文化、市民活動支援など、ここに一括して包括的に考えるということでしたけども、特にこれは数字の配分というのはないのでしょうか、お答えください。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） 緑と文化のまちづくりの助成事業につきましては、大変長い歴史を持ってこれまで大変大きな成果を上げてきている事業であります、このたび市民活動を支援するという新たな制度をつくりましたので、その中に包含をさせていただきました。ただ、これまでの緑と文化のまちづくりの助成事業の要綱で定めておりましたいろんな要件、そういうものは新しい制度の中でも引き続き生かしていきたいというぐあいに考えております。したがって、新しいまちづくりの助成事業につきましては緑と文化のまちづくりのものとは若干違う。というのはこれまで継続的に緑と文化の助成事業の助成を受けてきた団体がたくさんありますので、やっぱりそういう形のを継続するというところで、それは中身の中で生かすような形をとっておるところであります。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） その財源についてちょっと1点質問させていただきたいんですけども、この市民活動促進支援事業の財源は何になりますでしょうか。市民活動支援事業の財源として今年度基金の方から150万円の繰入金、そして残りが多分一般会計になると思ひます。そうした場合にこの条例として定めている緑と文化の基金制度と新設する促進支援事業の整合性について市長のお答えをお願いいたします。

議長（下西淳史君） 安倍総務部長。

総務部長（安倍和海君） 財源内訳についての御質問でございます。これにつきましては緑の基金を取り崩して一部充てておりますが、この件につきましてはもともと先ほど市長が申しておりますように緑と文化の基金の目的自体がこれを継続しております。新たに事業に基金を充てると言ひましてもすべてが新たな事業に緑の基金の目的が包含されとることとございますから、この基金を充当しとることとございまして、その細部につきましてはまた委員会で詳しく御説明させていただきたいと思ひます。以上です。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） ちょっと基金の運用、処分に関連して多少問題点があると思ひますので、ぜひ御検討していただき、回答いただきたいと思ひます。特に今回新設を考えているこの支援事業、大変すばらしいものであると思ひます。さきに先ほど市長からもお話ありましたけども、市民の自発性による部分を十分に生かすということで、既存の事業に

対しては継続的に、また新規のものに関しては自立を促すような補助体制を考えておられるということで、ぜひとも自立を促すような運営に取り組んでいただきたいと思います。

続いて質問させていただきます。中浜港の整備事業について御質問させていただきます。さきの岡空議員の質問で整備の内容が栈橋、艇庫の整備との御回答をしておられましたが、そのうち艇庫の整備というのは具体的にはどのような整備をお考えなのか、お答えください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

松本建設部長。

建設部長（松本健治君） 市長にかわりましてお答えをいたします。

中浜港の整備、市の持ち分といいますか、そういったことでは浮き栈橋並びに艇庫周辺の環境整備でございます。艇庫自体の整備ではございません。

議長（下西淳史君） 追及どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 境水産高校の閉校に伴い高校所有の艇庫を市に譲渡したいという県教育委員会からの意向があると思いますが、この意向に対して市長は譲渡を受けるようなお考えでしょうか、御回答いただければと思います。

議長（下西淳史君） 話が来てる。

中村市長。

市長（中村勝治君） この件につきましては、そういう経過があるかどうか確認しまして、委員会の方でお話をさせていただきたいと思います。

議長（下西淳史君） 追及がありましたらどうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） ありがとうございます。詳細につきましては担当課長の方が十分に御承知だと思いますので、御検討いただきたいと思います。

そうしますと最後に、要望を述べまして終わりたいと思いますけども、現在市民艇庫の利用者である各団体さんは2つの問題点を抱えております。

その一つは、岡空議員も言われてました市民艇庫のところにある船をおろすスロープであります。これは県教育委員会の所有ということで、なかなか市が直接携わる部分ではないのですが、ぜひともこの点に関して市長並びに市教育長に御尽力いただきたいと思います。

そしてもう1点、昨年境港青年会議所が財団法人日本財団の助成を受けてペーロン艇7艇を購入されました。境港の文化としてあるペーロンを市民団体が自主的、主体的に行った事業です。現在このペーロン艇の管理は境港ペーロン協会が行っておりますが、艇の置き場に困っております。さきに予定されております、平成18年度に予定してます艇庫周辺整備、栈橋整備というものがありますが、緊急性、安全性、市民・利用者の声ということをかんがみると検討の余地があると思いますので、今後その整備について御検討いただ

きたいと思います。以上で終わります。

議長（下西淳史君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第8号～議案第36号

議長（下西淳史君） 日程第3、議案第8号から議案第36号までを一括上程いたしますが、議案質疑の通告がありませんので、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

日程第4 陳情第1号～陳情第3号

議長（下西淳史君） 日程第4、陳情第1号、JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書の提出を求める陳情から、陳情第3号、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の提出についての陳情までを一括上程いたします。

ただいま一括上程いたしました陳情は、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

散 会 （15時05分）

議長（下西淳史君） 以上をもって本日の日程は議了いたしました。

15日から24日までは委員会審査等のため休会とし、次の本会議は3月25日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員